

重点要望事項

【要望事項】

1. 小規模事業対策の予算等の十分かつ安定的な確保

(1) 厳しい経済情勢の中、小規模事業対策は地域経済と雇用を守るセーフティネットとして、十分かつ安定的な実施体制や予算を確保される必要がある。

しかしながら、三位一体改革後、税源委譲で補助金が全て都道府県の裁量で決められることになり、地域によってその水準に大きな格差が生じている。

国では、改革後も様々な中小・小規模企業支援対策を打ち出してきたが、その各事業の多くは商工会議所等が実施主体となっている。

商工会議所は、この厳しい状況の下、中小・小規模企業から頼りにされる地域総合経済団体として、その経営の安定改善を支援するため、経営指導員が親身になって経営相談や融資斡旋等きめ細かな指導相談に応じるとともに、国や兵庫県の諸施策の普及・浸透に全力で取り組んでおり、その活動を通じて地域経済の振興に寄与している。

兵庫県においても、県内の中小・小規模企業が置かれている深刻な経営実態と商工会議所が地域経済に果たす役割を再認識いただき、多様化する小規模事業者の相談ニーズに対応した経営支援事業等を存分に展開できるよう、商工会議所の相談指導体制のより一層の強化を図るため、補助対象職員の人件費（特に経営指導員の設置基準見直しによる定数増、事務局長設置費の要件緩和）や事業費等の小規模事業対策予算を十分かつ安定的に確保されたい。

なお、地域活力増進事業や労働環境対策事業の運営によって、当該年度の前年度に補助対象案件の審査を実施するなど事業執行に支障のないよう引き続き配慮されるとともに、それぞれの予算配分についても資金使途の弾力的な運用が可能となるよう（例えば労働環境対策事業が少なければ、地域活力増進事業に充当できるなど）十分に検討されたい。

(2) 市町の合併した地域では、商工会議所・商工会が旧市町を地区としたままで存続・活動しており、今後も商工業者への支援・サービスが低下しないよう経営指導員等の配置数の確保及び人件費に配慮されたい。

(3) 法人事業税の超過課税は、本来、時限措置のもので、常態化していることは問題であり、安易に法人のみに負担を強いることは、税の公平性の観点からも行うべきではない。ただし、平成23年度から5年間、やむなく超過課税（第8期）を延長する場合には、中小企業の振興をはじめ新産業の創造、企業誘致など地域経済の活性化に直結する事業に絞り込むべきである。地域経済活性化の実現のためには、地域に根ざした中小・小規模企業の健全な発展が不可欠との観点から、超過課税の使途の中に、商工会議所が実施する事業の支援を盛り込むことを明確に示されたい。

## 【回 答】

(1) 小規模事業者に対する金融、税務、経営に関する相談・指導を中心とする経営改善普及事業など、地域の総合経済団体として商工会議所が実施する各種事業の重要性は十分認識しており、従前より事業推進に必要な人件費及び事業費を地域経済活性化支援費補助金により支援してきている。

これら商工会議所への支援については、今後とも団体の人的・財政的基盤の強化等に配慮しつつ、団体の広範な事業実施に支障のないよう関係予算の確保に努め、支援していく。

また、地域活力増進事業、労働環境対策事業については、県予算の成立を前提に、3月に補助対象案件の審査を実施し、早期の事業執行に配慮するとともに、使途の弾力的な運用についても今後検討していく。

(2) 市町合併の進展に伴い、商工会議所と商工会が併存する市においては、それぞれが地域の経済団体としての機能を発揮して、小規模事業者の経営改善普及事業に取り組んでいるところなので、今後とも小規模事業者への支援・サービスが低下しないよう関係予算の確保に努め、支援していく。

(3) 法人事業税の超過課税は、その時々々の社会・経済状況を踏まえた財政需要、国税・地方税を通じた法人の税負担のあり方、超過課税を実施している他府県の状況等を考慮して、5年を一区切りに延長をお願いしており、関係企業等のご理解をいただき、一般財源では対応できない本県独自の事業を実施するための貴重な財源として活用させていただいている。

第8期の超過課税については、本県の極めて厳しい財政状況にあっても、兵庫経済の持続的成長と県民の豊かな生活をもたらす産業構造を構築していくため、新たに策定する経済・雇用プログラムに基づき、①県内各地域の持続的成長をけん引する基幹産業の強化、②地域企業の国際展開と経営力の強化、③地域内経済循環を促進する産業構造の構築、④人材力強化と雇用機会確保等の施策に取り組むため、平成28年3月11日まで5年間延長させていただいたところである。

使途については、「ひょうご経済・雇用プログラム」の具体化を図り、兵庫の強みを活かし、やる気を伸ばす施策に充当することとしており、23年度予算においては「商農工等連携促進事業」として5千万円を計上し、商工会議所が実施する農業者など他団体等との連携を通じた新事業展開や地域産業の戦略的な競争力強化を図る取り組みへの支援を明確に打ち出している。

## 【要望事項】

### 2. 資金繰り対策の継続と拡充

(1) 景気対応緊急保証制度や中小企業金融円滑化法をはじめとする資金繰り対策は、中小・小規模企業の経営安定に一定の効果を挙げている。しかしながら、中小・小規模企業を取り巻く経営環境は依然厳しく、不況の克服には相当長期の時間を要する。

については、下記項目について、国に対して強力に働きかけられたい。

- ①景気対応緊急保証制度の拡充・取扱期間延長
- ②中小企業金融円滑化法の期限延長
- ③小口零細企業保証制度の保証限度額の拡大（現行1,250万円→3,000万円）
- ④返済猶予や融資種別を問わない複数借入一本化借換等による返済負担軽減策の推進

(2) 兵庫県制度融資の金利引き下げ、融資枠の拡大、融資条件の緩和など制度拡充を図るほか、兵庫県の独自負担による責任共有制度対象融資の実質的な全部保証の実現に努められたい。

(3) これまでの経営円滑化貸付等、緊急融資の継続的な利用により、信用保証協会の実質保証枠が残っている企業は少なくなっている。

については、更なる資金調達の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠に関係なく、当商工会議所からの推薦が条件となる日本政策金融公庫の「マル経融資制度」に対する利子補給制度を他の自治体の事例を参考に創設されたい。

## 【回答】

(1) ① 景気対応緊急保証制度の終了後も、業況の厳しい業種についてセーフティネット保証として100%保証が継続され、小口零細企業や創業者を対象とした保証についても、100%保証が実施される予定である。

県においては、今後とも国に対して状況に応じた見直しの随時実施について働きかけていく。

② 金融円滑化法については、県においても、同法の延長とともに、効果的運用等による金融機関への積極的な資金供給の指導強化についても国に対して働きかけてきたところであり、平成24年3月31日までの1年間の延長が決定された。

③ 小口零細企業保証制度の兵庫県信用保証協会における保証承諾実績は、11,200件、約422億円（平成19年10月1日～23年2月末日）と多くの企業に利用されており、小規模企業者への安定的な資金供給を維持し、経営の安定に大きな役割を果たしている。

このため、県としては、こうした小規模企業者の保証利用状況を踏まえながら、小口零細企業保証制度の保証限度額の拡大についても、必要に応じて、国に対する働きかけを検討する。

④ 国においては、中小企業の資金繰りを支援するため、借換や条件変更を重点的に推進することとしており、特に借換については、平成22年12月から一般保証、緊急保証を含む経営安定関係保証、中小企業金融安定化特別保証を一本化して借り換えることを原則可能とするとともに、金融審査により、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることも可能とするなど、借換保証制度の拡充を図ったところである。

なお、兵庫県信用保証協会では、信用保証利用企業から要望があった場合には、従来から積極的に返済猶予を含む条件変更に応じるとともに、資金繰り円滑化借換保証制度を活用し、複数の保証の一本化にも積極的に応じてきたところである。

(2) ① 県制度融資については、事業者であれば誰でも申し込み可能な「長期資金」といった貸付制度を用意するとともに、政策課題や事業者ニーズに対応する形で各種の制度を設けているところである。

- ② 金利については、昨年10月1日から、
- ・新分野進出資金や設備投資資金など前向きな取組を支援するものは△0.3%
  - ・その他のものは△0.15%引き下げた。
- ③ 平成23年度については、融資枠について4,500億円を確保しているほか、設備投資を促進するため「設備投資促進貸付」へ最優遇金利を適用することとしている。
- ④ また、中小企業者の資金繰りが依然として厳しいことから、特にニーズの高い「経営円滑化貸付」や「借換貸付」、「長期資金」について融資期間が10年以内、据え置き期間が2年以内であるなどの措置を講じる。

貸付制度	据置内容
経営円滑化貸付	限度額の引き上げ (5,000万円→1億円) 融資期間の拡充 (7年以内→10年以内) 据置期間の拡充 (1年以内→2年以内)
借換貸付	限度額の引き上げ (5,000万円→1億円) 融資期間の拡充 (7年以内→10年以内) 据置期間の拡充 (なし→1年以内)
長期資金	融資期間の拡充 (7年以内→10年以内) 据置期間の拡充 (6ヶ月以内→2年以内)

- ⑤ 責任共有対象資金(80%保証)の一部にかかる「金融機関への直接の損失補償保証制度」については、中小企業庁を窓口として関係機関との調整を行ってきたが、金融機関が実施に慎重であること等から実施には至っていない。

なお、国は「景気対応緊急保証制度」の終了後、業況の厳しい業種についてセーフティネット保証について100%保証が継続されるほか、さらに、小口零細企業や創業者を対象とした保証についても、100%保証が実施される見込みである。今後、県としては、国の具体的な対策や中小企業への影響を見極めたうえで、必要な対応を検討していく。

- (3) 利子補給制度については、これまでから震災などの大規模災害によって事業用設備等が被災した場合においてのみ実施しているところである。なお、県では、保証協会以外の保証制度として、地域金融機関が融資を行い商工中金が保証を行う「地域金融支援保証制度」を設けている。

## 【要望事項】

### 3. 大阪国際空港並びに神戸空港の機能強化と高速道路網の整備

#### (1) 大阪国際空港並びに神戸空港の機能強化

関西圏の航空需要の最大化を図るためには、長期的には、関西三空港の経営統合等を見据えた三空港の一体的効率的運用を実現する必要があるが、当面の課題として、大阪国際空港並びに神戸空港の利便性の向上と機能強化を図ることが重要である。

については、大阪国際・神戸空港が関西圏の航空需要の一翼を担うため、利用者ニーズに対応した運用規制の緩和を国、関係機関に働きかけられたい。

<大阪国際空港>

国の責任において、安全・環境対策に万全を尽くしたうえで、

- ①長距離国内便運用規制の緩和
- ②ジェット桟、プロペラ桟区分の見直し
- ③国際チャーター便運用規制の緩和
- ④将来的な東アジア都市との近距離国際便の運航

<神戸空港>

- ①運用時間の延長
- ②発着桟の拡大
- ③国際チャーター便運用規制の緩和
- ④国際便の利用促進のためのC I Q体制の充実

**(2) 高速道路網の整備**

道路は地域の産業・経済を支える最も基本的な社会基盤であり、張り巡らされたネットワークが完成して、初めて十分な機能を発揮することが可能となる。

現在、大阪湾岸地域を中心に高速道路の未整備区間が多数存在し、地域の経済活動に著しい損失を及ぼしており、それらミッシングリンクの早期解消に向けて、以下の取り組みを講じられたい。

- ①大阪湾岸道路西伸部の早期事業化
- ②名神湾岸連絡線の早期P I 着手
- ③播磨臨海地域道路網の早期P I 着手

**【回 答】**

- (1) 関西の魅力や競争力をさらに高めていくためには、空の物流、交流を担う貴重な社会基盤である関西3空港の機能を強化し、航空需要を拡大させなければならない。加えて、東京一極集中の是正、東西バランスなど複眼的な国土形成を目指すためにも、急ピッチで進む首都圏空港の機能充実に遅れることなく、3空港が日本の2大ハブ機能を発揮することにより、関西がアジアの玄関口としての役割を果たしていく必要がある。

このたびの経営統合法案では、関西の航空需要を拡大し、関西の活性化につながる関西国際空港（関空）・大阪国際空港（伊丹）の有効活用が法の目的とされるなど、2空港の経営統合が3空港の一体運用に向けた第一歩となると考えている。

統合法案成立後、国は2空港の運営にかかる基本方針を地元と協議し策定していくとしており、この基本方針を本県の主張に沿ったものにしていくため、伊丹の運用制限の緩和など伊丹の持つ機能の最大限の活用を図るよう主張していくとともに、新会社による安全・環境対策事業とその適正な実施を担保する国の方策が明確にされるよう主張していく。

今回の経営統合は、国管理の2空港にとどまっているが、次のステップとして神戸空港も含めた3空港の一体運用の実現に向け地元市とも連携し国に働きかけていくとともに、一体運用に至るまでの間は、神戸空港に課せられている運用制限の緩和を求めていく。

- (2) ① 大阪湾岸道路西伸部は、神戸・阪神地域の慢性的な交通渋滞を解消し、国道43号線沿道の抜本的な環境改善を図るとともに、国際物流基幹ネットワークとして国際コンテナ戦略港湾・阪神港や関西国際空港等の物流拠点と大阪湾ベイエリアの産業集積地域の有機的連携を図る道路である。

大阪湾岸道路全線約80kmのうち、西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）20.9kmのみが未整備であり、早期整備が必要である。

平成21年3月に六甲アイランド～駒ヶ林南間が都市計画決定され、全線が都市計画決定済となっている。

現在、県としては、早期事業化を国に要望している。

引き続き、神戸市や経済界との連携を図りながら、早期事業化を国に強く働きかけていく。

- ② 名神湾岸連絡線は、国道43号や阪神高速神戸線に集中している交通を湾岸線に転換させることにより、国道43号等の沿道環境の改善や交通の円滑化を図るとともに、名神高速道路と国際コンテナ戦略港湾・阪神港との直結により国際物流基幹ネットワークを形成する路線である。加えて、関西国際空港と大阪国際空港を約1時間で結び関西3空港の連携強化を図るなど整備効果が多岐にわたる重要路線であることから、早期整備が必要である。

さらに、阪神高速神戸線と湾岸線の間は直線距離で約2kmと短く、事業期間が短時間で済むと考えられ、整備効果の早期発現も期待される。

このようなことから、昨年12月の国の予算編成の際、また、12月20日には兵庫県商工会議所連合会及び地元西宮市とともに、政府等に早期計画段階評価（PI）着手を要望するなど、あらゆる機会をとらえ、国への働きかけを行っている。

今後とも、地元経済界や地元市との連携を図りながら、高速道路網のミッシングリンク解消に向け、国に計画段階評価（PI）の着手を強く求めるとともに、その実施に際しては、国に積極的に協力するなど、早期事業化に向けて取り組んでいく。

- ③ 播磨臨海地域道路は、1日に10万台以上もの交通が集中する国道2号バイパスや周辺道路の慢性的な渋滞を解消し、安全性の向上や沿道環境の改善、物流拠点間の連携強化、更には、地域間交流の促進に資する重要な幹線道路である。

このため、県では、平成18年度から概略設計、優先整備区間の絞り込み、コスト縮減を図るルート・構造及びアクセス道路の検討を行っている。

また、昨年12月の国の予算編成の際、さらに12月20日には、兵庫県商工会議所連合会や地元市町等とともに、政府等に早期計画段階評価（PI）着手を要望するなど、あらゆる機会をとらえ、国への働きかけを行っている。

今後とも、地元経済界や地元市町との連携を図りながら、高速道路網のミッシングリンク解消に向け、国に計画段階評価（PI）の着手を強く求めるとともに、その実施に際しては、国に積極的に協力するなど、早期事業化に向けて取り組んでいく。

## 個別要望事項

### 【要望事項】

#### 1. 中小企業対策の推進

##### (1) 公共工事予算の拡大並びに地元優先発注の徹底と入札制度の改善

- ① 安全・安心な県民生活の実現のため、社会基盤の整備にかかる公共事業予算と発注機会の拡大に一層努められるとともに、迅速かつ年間を通じた切れ目のない予算の執行を図られたい。
- ② 建設業は、幅広い業種が関連し、多くの雇用を創出するなど地域経済における重要な産業であると同時に、社会基盤整備の担い手としても貴重な役割を果たしている。こうした観点から、引き続き地元建設関連事業者への優先発注と分離・分割発注の徹底を図り、受注機会の拡大に努められたい。
- ③ 公共工事の品質と安全を確保するため、入札制度における最低制限価格等については、現行水準（中央公契連モデル準拠）からの更なる引き上げを検討されたい。

##### (2) 中小企業の雇用安定への支援

- ① 厳しい経営環境が続く中、県内企業は雇用安定に向けた懸命の努力を続けている。ついては、雇用維持や人材確保のための各種助成金の継続・拡充を引き続き国に働き掛けられたい。
- ② 商工会議所などと連携した人材マッチング事業の実施やPR機会の提供を通じて、優れた人材を確保したいとする中小企業の支援に努められたい。
- ③ 平成22年度末をもって独立行政法人雇用・能力開発機構の解散が予定される中、職業能力開発促進センターについては各都道府県への譲渡・移管も視野に入れた検討がなされている。同センターは、在職者や求職者を問わず、専門技能の習得に大きな役割を果たしていることから、兵庫県としても、整備を進めている「ものづくり大学校」の運営と併せ、当該機能の存続について前向きに取り組まれたい。
- ④ 商工会議所は国から受託した「ジョブ・カード制度」の普及に取り組んでおり、特に雇用型訓練制度の活用促進について、兵庫県の職業能力開発に係る施策との相互連携を図られたい。

### 【回答】

#### 1. 中小企業対策の推進

##### (1) 公共工事予算の拡大並びに地元優先発注の徹底と入札制度の改善

- ① 23年度当初予算の投資的経費は、未だ厳しい経済・雇用状況を踏まえ、昨年の12月補正予算と合わせた16ヶ月予算として、前年度並みの2,083億円を確保した。  
また、事業執行にあたっては、実需要喚起のため、引き続き、維持修繕などの小規模工事や分離・分割発注による県内中小建設企業への工事量を確保するとともに、債務負担行為を活用した前倒し発注により年度始めの工事の空白期間を解消し、切れ目のない予算の執行に努める。

- ② 本県では、地元建設企業の受注機会確保と健全育成の観点から、制限付き一般競争入札で、市町の区域などを単位として地域要件を設定しており、指名競争入札で、地元建設企業を選定して指名している。

また、技術・社会貢献評価制度を導入して地域の発展に強い意欲を持つ技術と経営に優れた地元企業が成長できる環境整備に努めている。

公共土木工事の発注にあたっては、分離・分割発注の推進などによる小規模工事の確保や、債務負担行為の活用による年度当初の工事発注の空白期間の解消に取り組んできたところであり、平成 23 年度においても引き続き、分離・分割発注の推進などによる受注機会の確保に努めていく。

- ③ 本県では、安全対策を徹底し工事の品質の確保を図るため、建設工事の入札において最低制限価格等を設定している。

最低制限価格等は、国や全国の自治体が採用している中央公共工事契約制度運用連絡協議会のモデル式を適用して設定していることから、更なる引き上げについては、国、都道府県の状況を踏まえながら、その必要性について検討したい。

## (2) 中小企業の雇用安定への支援

- ① 本県では、若年者等を雇い入れた場合に企業に支給される若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充など、機会を捉えて助成制度の拡充を国に要望しており、今後も必要に応じて、国への働きかけを行っていく。

また、兵庫労働局や経営者団体、労働者団体など関係機関と連携し、引き続き各種助成金の周知や活用促進を図っていきたい。

- ② 厳しい雇用情勢が続いている一方で、技術職や技能職など中小ものづくり企業等の基幹を担う中堅的な人材確保は、依然困難な状況が続いている。

このため、関西圏の理工系学部のある大学において、兵庫県の中小企業と学生が直接接する学内企業説明会を開催するとともに、神戸市内において、理工系大学新規大卒者等合同就職面接会を開催し、人材確保を支援する。

また、若年労働力の域外流出などによる将来的な労働力不足が見込まれる但馬・丹波・淡路の各地域においては、地域定着やUターン促進、企業見学会、企業説明・面接会などを商工会議所、ハローワーク等と連携しながら開催して人材確保に努める。

さらに、不安定就労の状況にある若者を正規雇用へと誘導するため、面接会や新規学卒者を対象とした企業説明会を商工会議所など経営者団体、ハローワークと協働で開催するなど、今後も中小企業の人材確保の支援に取り組む。

- ③ 独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴い、同機構のポリテクセンター等の職業能力開発業務については、基本的に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管されることとなっている。

このような中、県と機構の役割分担については、機構は離職者等を対象として早期就職をめざし、原則として6か月間で複数の技能を習得することを目標とした訓練をポリテクセンターで、高度な技能者の養成を職業能力開発短期大学校で実施する一方、県は、その地域の実情に応じた科目を設定して、離職者等及び新規学卒者に対して訓練を実施しているところである。

今後、「(独)雇用・能力開発機構法を廃止する法律案」や全国知事会等の動向を注視しつつ、県と機構の役割分担について慎重に検討を行う。

- ④ 「ジョブ・カード制度」については、行政、職業能力開発・就職支援機関、労働団体、経済団体等が参画する「兵庫県地域ジョブ・カード運営本部」(平成20年7月設置、事務局：神戸商工会議所)に県も構成団体として参画しているほか、能力開発面からのアプローチによる離転職者のスムーズな就職支援を目的としている「兵庫しごとカレッジシステム(平成23年度より「兵庫しごとカレッジ推進会議」)」と連携を図りながら、制度の周知に努めている。

具体的には、兵庫しごとカレッジシステム構成団体への広報や、ジョブ・カフェ、地域サポートステーション等の来所者、県が実施する公共職業訓練の受講者への制度の周知・広報等を実施して、制度の普及促進に努めている。

#### 【要望事項】

##### (3) 中小企業の海外進出の強化

アジアをはじめとする新興国市場の開拓はわが国経済の生命線であり、海外企業との同等の条件確保、国際標準の獲得など、中小企業では解決困難な課題も多い。兵庫県・経済界が連携した通商政策が重要度を増しており、海外市場への参入を目指す中小企業を後押しするための施策に注力されたい。

##### (4) 中小企業のIT化支援と環境整備の促進

競争力強化、生産性向上に向けた中小企業のIT化を促進するため、IT化に伴う情報セキュリティの強化に向けた人材の育成やIT関連機器導入、システム開発・運用等を対象とした助成措置を拡充するとともに、個々の中小企業の経営に即したIT化ニーズに対応した専門家による助言、ITを活用した新たな事業分野の開拓による新規事業開発への支援を図られたい。

##### (5) 大規模災害等事前対策への支援

大規模災害や感染症などに備えた万全な危機管理体制の整備のため、中小企業へのBCP(緊急時企業継続計画)の普及が不可欠であり、BCPに対応する企業体制の整備等を行うための諸施策を講じるとともに、企業の取り組みに対するインセンティブの構築を図るなど、具体的な助成制度を創設されたい。

#### 【回答】

##### (3) 中小企業の海外進出の強化

本県では、新規事業「ひょうご海外需要開拓プロジェクト」により、県下中小企業のアジアにおける需要開拓のために、現地在住の兵庫県関係ビジネスマン等の専門分野・ネットワーク等を最大限活用した支援を行うため、中国(広州、大連)、ベトナム(ホーチミン)に国際ビジネスデスクを設置し、海外ビジネス情報の提供、取引先・提携先企業等に係る情報の提供や紹介、中小企業の現地活動への支援等を実施する。

加えて、県下中小企業等からなるビジネスミッションを新興国に派遣し、兵庫県・県下企業を紹介するセミナー等を実施するとともに、現地の企業・経済団体等と意見交換等を行い、経済交流の促進を図る。

#### (4) 中小企業のIT化支援と環境整備の促進

県では、中小企業のIT導入やIT活用、IT化に伴う情報セキュリティ強化を支援するため、個々の中小企業の経営に即したIT化ニーズに対応した専門家による指導助言、新事業開発への取り組みの支援などに努めていく。

#### (5) 大規模災害等事前対策への支援

県では、企業の経済活動の復旧・復興が地域の雇用確保や産業振興にとって重要であることから、企業がBCPを作成することは極めて重要なことと認識している。

現在、関係団体が実施する企業のBCP策定支援の講習会・研修会等に対し財政的な側面から支援しており、今後とも、中小企業のBCPの普及を図るため、BCP導入時のインセンティブを高める施策や策定支援の方向性等について検討していきたい。

### 【要望事項】

## 2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

### (1) 商店街活性化支援

① 厳しい経営環境に直面する市場・商店街の活性化に向け、中小商業活性化関連事業や空き店舗対策事業等に対する支援策のさらなる拡充を図られたい。

また、商業関連予算を拡充し、補助率や補助限度額等を引き上げるとともに、各種助成事業が効果的・効率的に活用されるよう、資金使途等について柔軟な運用改善を図られたい。

② 市場・商店街等が今後生き残っていくためには、各個店が店の歴史、商品の価値や地域の魅力を再認識し、それを顧客に伝え、ファンづくりを行っていくことが重要である。については、地域の隠れた名店や逸品、歴史、観光スポットを巡る「商店観光ツアー」の開催など、集客につながる地域の魅力の掘り起こし、新たな街の賑わい創出や情報発信を行う取組みについて支援されたい。

③ 市場・商店街の活性化と意識改革のきっかけづくりを図るため、やる気のある商店街だけでなくNPOはじめ任意の異業種交流グループなどにも支援対象を拡大し、より重点的な支援を行われたい。

## (2) 中心市街地活性化対策

- ① 中心市街地活性化基本計画に沿った取り組みを効果的に進めるため、地域に応じた活性化策を図るとともに、ソフト面の支援強化に努められたい。
- ② 小売事業者等の経済活動が、地域社会の発展に果たす役割は非常に大きく、地域のまちづくり活動への参画など地域への貢献が強く求められている。しかしながら、大型店やチェーン店については、改正中心市街地活性化法において、地域貢献が「事業者の責務」の規定に盛り込まれており、関係業界団体が自主ガイドラインを策定しているにもかかわらず、いまだ周知度が低く実効性があがっていないのが実情である。このような実情を鑑み、兵庫県として「小売事業者等によるまちづくりの推進に関する条例」を定め、小売事業者等が、商店会、商工会議所及び商工会が取り組む地域のまちづくり活動に積極的に参加、協力すべきことなどを明確に示されたい。
- ③ 高齢化と人口の減少に伴う「コンパクトなまちづくり」の実現のため、都心部における公的施設の早期整備を実現するとともに、高齢者らに配慮した商店街での医療・福祉機能の強化を図られたい。
- ④ 中心市街地の回遊性を高めるため、鉄道、バスとの連携改善を図るとともに駅前地区開発の支援拡充を検討されたい。

## 【回答】

### 2. 中小商業・中心市街地活性化対策の推進

#### (1) 商店街等の活性化支援

- ① 県では、平成22年度より、「商店街・まち再生支援事業」として、商店街等が直面するそれぞれの課題に応じた多様な活性対策を講じ、支援強化を図っており、平成23年度においても引き続き同事業を積極的に推進することとしている。

具体的な事業として、にぎわいの回復や商業集積の再生を目指す商店街等については、専門家を派遣して、新たな展開に向けた施設改修やテナントリーシングなどの事業計画の策定から、事業実施までをきめ細かく支援し、シースルーシャッターの設置など商店街等のイメージ向上対策やコミュニティ機能を強化する。また、空き店舗への新規出店などを進め、商店街と個店の魅力アップを図る。また、衰退や空洞化の兆しが見える商店街等については、まちづくりの観点から、空き店舗や空き地を活用した商業施設の整備や、老朽アーケードの撤去等を支援し、まちの再生を促進する。

また、各種助成事業の効果的・効率的運用を図るため、「商店街新規出店・開業等支援事業」において新規出店支援事業は補助期間を2年、地域交流促進等施設設置・運営支援事業については補助期間を3年とし、商店街活性化事業（先導的活性化事業）についても、補助期間を2年ないし3年としているなど、複数年にわたり支援を行っている。

更に、平成23年度から、商業施設魅力アップ支援事業の対象事業を、シースルーシャッター等の整備事業を店舗外観の改装工事も対象とした。また、商店街・まち再生整備事業については、商店街・まち再生プランづくり事業による計画策定を前提としていたが、同等の既計画が

ある場合、それに基づき実施する事業にも対象の拡大を図った。

なお、申請時期についても、イベント等において早期事業実施が必要な事業については、前倒しで募集を行っているほか、募集締切後でも、予算の範囲内で随時受付を行うなど柔軟な対応に努めている。

- ② 県では、従来より商店街活性化事業（元気づくり、先導的活性化事業）において、集客の増加と販売の促進を図るため、商店街等が実施する、地域の特色や個性の発信、消費者のニーズに応じた販売促進型のイベント等各種事業、地産地消や農商工連携による物産販売や新規出店、子育て支援などのコミュニティ機能の強化等先導的な取り組み等を支援している。こうした事業を活用し、商店街等が創意工夫による「商店観光ツアー」などの新たな取り組み（イベント）を行う場合に対しても、幅広く支援を行っていきたい。

また、地域の隠れた名店や逸品、歴史、観光スポットなど地域資源の発掘や活用などに対して、商店街等が専門家を活用した新たな取り組みの検討などを行う場合においては、商店街・まち再生プランづくり事業により専門家の派遣支援をすることとしている。あわせて、個店における魅力アップや逸品の開発などの取り組みを支援するため、商業アドバイザーの派遣事業も行っており、集客につながる魅力の掘り起こしを推進している。

- ③ 従来より商店街活性化事業（先導的活性化事業）により、地域に根ざした団体や市町と連携した先導的な複数の取り組みを行う商店街等に対して重点的に支援を行ってきた。

また、商店街等において子育て支援や高齢者交流スペースの施設等を設置し、コミュニティ機能の強化を図る事業については、商店街新規出店・開業等支援事業のうち地域交流促進等施設設置・運営支援事業において、商店街のみならず、NPOや任意の商業者が含まれるグループをも補助対象とし、幅広い取り組みができるよう支援を行っており、今後ともこうした支援を継続していく。

## (2) 中心市街地活性化対策

- ① 中心市街地活性化法に基づき認定された中心市街地活性化基本計画に沿った取り組みについては、国の支援制度が拡充して受けられることから、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業など国の支援制度を積極的に活用されたい。

また、兵庫県では、平成22年度より、「商店街・まち再生支援事業」として、商店街や周辺のまちなにぎわい、衰退の程度に応じたり取り組みの方向性と、これを支援するハード、ソフトの補助金や融資制度を拡充し、商店街等が直面するそれぞれの課題に応じた多様な活性対策を講じ、支援強化を図っている。県では、平成23年度においても、引き続き事業を積極的に推進することとしているので、国の支援制度を活用しながら県の制度も相補的に活用し、効果的に事業を推進されたい。

- ② 商店街のまちづくり活動への貢献の観点から、条例を制定し、大型店、チェーン店等に対し、商店街団体等への加入を促すには、まちづくりの推進母体である市町の取り組みが必要となる。また、商店街振興組合等への事業者の加入・脱会任意であるが、まちづくり活動等への理解の高まりから、チェーン店協会やフランチャイズ協会においても独自に地域貢献へのガイドラインを設け、傘下の事業者積極的に取り組みを要請していると認識している。

こうした中、県では、貴会にも協力いただき、商店街におけるまちづくり貢献活動の実態を把握するため、「商店街の活動状況等に関する調査」を本年度（平成22年度）実施したところ

である。

当該調査結果において、商店街団体への個店の加入率が78.5%であり、チェーン店・大型店の加入率69.7%と大きな差がないこと、未加入のチェーン店・大型店がある商店街団体でも「特に支障はない」が52.6%と過半数を占めることなどから、条例を制定しチェーン店・大型店だけことさらに商店街団体への加入の努力義務を課すことの必要性及び政策的効果は高くないものと考えられる。

なお、まちづくり活動が活発な商店街団体ほど加入率も高い傾向にあることが調査結果からうかがえるので、県として、平成23年度も「商店街・まち再生支援事業」を推進し、商店街団体の加入促進に繋がるような商店街のまちづくり活動等について積極的に支援していく。

あわせて、県ではコンビニ4社（ローソン、セブン-イレブン・ジャパン、ファミリーマート、サークルKサンクス）と包括協定を締結しており、その具体的な連携事項として「商店街や地域経済団体等への加入促進を図っていく」こととしていることから、当該コンビニ各社へ、加盟店への包括協定の内容の周知等の依頼を行っている。

なお、この種の条例については、全国の府県レベルでは大分県、神奈川県、栃木県、大阪府、富山県の5府県において、いずれも議員提案によって制定されているところであり、兵庫県議会においても、条例制定に向けて検討の動きがあると聞いている。

- ③ 県では人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化や中心市街地の衰退などまちづくりの新たな状況等に対応するため、市町のまちづくり計画策定や施策実施等の指針となる「まちづくり基本方針」を平成19年7月に改訂した。

「コンパクトなまちづくり」については、都市施設等の集約化を基本とした都市機能の再編の考え方を示しており、個別の市街地、地域の特性や状況を的確に把握し、目標を見極めながらまちづくり施策が実施されるよう、引き続き周知していく。

さらに県では、「商店街・まち再生支援事業」として、商店街や周辺のまちのにぎわい、衰退の程度に応じた取り組みの方向性と、これを支援するハード、ソフトの補助金や融資制度を用意し、商店街等が多様な活性対策を講じられるよう、支援強化を図っている。

同事業では、「コンパクトなまちづくり」を目指す商店街等については、商店街・まち再生プランづくり事業により、これを実現するための計画の策定等に支援を行っている。そして、この計画等を推進するため、商店街新規出店・開業等支援事業では、商店街等の空き店舗を活用した高齢者支援施設などの高齢者等に配慮した施設の設置・運営支援を行っている。

また、商店街等において先導的な取り組みを支援する商店街活性化事業では、高齢者に優しい商店街づくりの取り組みの支援を行うなど、歩いて買い回りの出来る商店街等の再構築をはかり、高齢化・人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりを支援する。

- ④ 本県における市街地再開発事業は、現在まで71地区が施行済みであり、平成22年度は4地区で事業実施中である。

これらの地区の中には、交通結節機能を高めるため主要な駅の駅前広場や周辺道路などの公共施設が整備された地区が含まれており、県も当該事業へ支援をしてきた。

今後も引き続き、元気と活力が失われている駅前地区について、市街地再開発事業等の手法を活用し、県民が主体的に取り組むまちづくりを支援していく。

## 【要望事項】

### 3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

#### (1) 新商品開発・産学連携等への支援

- ① ものづくり産業における技術革新への対応や技術・技能の承継が課題となる中、平成 23 年度の開校に向け「ものづくり大学校」の整備が進んでいるが、地域のものづくり力の底上げとなるよう、同校が大企業のみならず、地元の中小・零細企業で働く在職者に対する訓練の充実、また若者がものづくりの大切さを認識できるような運営を検討されたい。
- ② 次世代成長産業の育成をより効果的に推進する技術支援拠点である「兵庫ものづくり支援センター播磨」のソフト面の充実を図られたい。
- ③ 民間企業の研究開発部門と地元大学の研究機関などによる産学連携事業として、商工会議所が実施する技術シーズセミナーやものづくりスクール、各種研究会等の取り組みに対して、継続的な支援と助成措置を講じられたい。
- ④ ものづくり産業の販路拡大を図るため、取引情報の収集・発信に努めるとともに、商工会議所等が実施する商談会・ビジネス交流会などの事業への支援をさらに強化されたい。

#### (2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① 兵庫県下の地場産業をはじめとする生活文化産業全般の振興を図る中核組織として、兵庫県・神戸市・地元経済界が設立した(財)神戸ファッション協会への支援を一層拡充・強化されたい。特に、同協会が取り組んでいる地場産業と地元セレクトショップ等との連携によるアンテナショップ開設支援事業や、大手小売店とのビジネスマッチング事業、地場製品の展示PR事業等についての支援を拡充するとともに、将来の地場産業の発展を担う若いクリエイター等の育成とネットワーク化といった活動を積極的に支援されたい。
- ② 西宮・神戸の清酒、神戸のケミカルシューズ、加古川の靴下や国包建具、三木の利器工匠具、小野のそろばん、西脇の播州織や釣針、龍野の醤油や手延素麺や皮革、豊岡の鞆など県下の地場産業の活性化の推進のため、地域ブランドの国内外での市場開拓に対する支援策を拡充・強化されたい。
- ③ 播州織の高付加価値商品の開発のためには、試験研究機関の充実が不可欠であり、兵庫県立工業技術センター繊維工業技術支援センターの体制を強化されたい。
- ④ (財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関、日本ケミカルシューズ工業組合や灘五郷酒造組合等業界団体への支援の継続・拡充を図るとともに、三木金物まつり、西宮酒ぐらルネサンス、たつの市皮革まつりなど各地の産業振興事業に対する支援を拡充されたい。また、物産館建設及び県民への啓発など地産地消の促進にも取り組まれたい。

## 【回 答】

### 3. ものづくり産業の振興・地場産業の活性化

#### (1) 新商品開発・産学連携等への支援

① 県では、①技術・技能の継承やものづくり現場を支える人材の育成・確保を図る「教育研修施設」と、②中学生のものづくり体験を通して、職業教育の一翼を担う「体験施設」を一体的に整備することにより、学校段階から職業生活の各段階に応じた総合的・体系的な人材育成拠点としての機能を果たす「兵庫県立ものづくり大学校」の整備を進めており、本年4月に教育研修施設の供用を開始する。

また、ものづくり大学校を拠点に、企業等のニーズが高い技能分野を中心にコースを設定し、自社のOJTではまかなえない、技能レベルに応じたきめ細かな企業在職者（従業員）向け訓練を実施するほか、企業の垣根を越えて意見交換等を行う交流会議や異なる企業の技能士等が競い合い切磋琢磨する技能協議会の開催を推進するなど、企業における在職者（従業員）の技能向上及び技能継承を支援する。

なお、将来の進路を考える上で重要な時期となる中学生に対し、本県産業の礎となるものづくりへの関心を高めるとともに、職業としてのものづくりに対する認識を深めてもらうため、本格的なものづくり体験の機会を提供する「体験施設」については、平成24年度中の供用開始に向け、引き続き整備を進めていく。

② 次世代成長の育成を目的に、その核となるものづくり基盤技術確立を支援するセンターとして、神戸、阪神及び播磨の各地域にもものづくり支援センターを設置、研究コーディネータ、技術コーディネータを配置して①産学官連携による共同研究・共同実験による新製品開発、②企業独自の製品開発のための試作研究、③中小企業の技術課題の相談・指導、機器の利用指導を行っている。

ものづくり支援センター播磨は、先端科学技術支援センター内に設置しており、今後とも、先端科学技術支援センターを運営するひょうご科学技術協会と一体となり、先端産業につながるものづくり基盤技術の高度化を産学官の連携促進のもと推進していく。

③ 工業技術センターのシーズ等を紹介する移動工業技術センターを商工会議所や大学等と連携しながら実施するとともに、各地の商工会議所等が行う研究会等の取り組みに対しても、引き続き支援を行っていく。

④ 現在、(財)ひょうご産業活性化センターの「ビジネスプラザひょうご」を、商談会・セミナー会場や企業間の交流の場として幅広く活用いただいている。

当センターにおいては、県内中小企業の取引機会の拡大を図るため、県内外メーカーや専門商社との商談会を開催して取引情報を提供しているほか、県内外の発注企業に対する発注ニーズ調査、企業訪問で得た発注企業情報をもとに取引情報の収集提供にあたっている。

今後とも、県内中小企業の販路拡大を図るため、商談会や企業訪問等による取引情報の収集提供に努めるとともに、23年度では、法人事業税超過課税事業を活用して「商農工等連携促進事業」を創設し、商工会議所等が行う他団体との連携を通じた新事業展開や商談会、ビジネスイベントに対して補助を拡充することとしており、商工会議所の積極的な取り組みを応援していく。

## (2) 地場産業の振興と関係機関への支援

- ① (財)神戸ファッション協会は、県下の生活文化産業の振興を図るため、生活文化や生活文化産業に関する諸事業を行い、生活文化の向上と地域経済の活性化に寄与しており、県・神戸市をはじめ県下主要産地組合等が出捐している。

今後も(財)神戸ファッション協会が実施する産地企業と有力セレクトショップの連携により、大都市で行う情報発信や販売活動などの取り組みや大手流通業者とのマッチング事業に対し支援を行う。

- ② 県下の地場産業は、これまで地域経済の発展に大きく貢献してきたが、近年の消費者ニーズの多様化や海外製品との競合、マーケティング力の不足等により、厳しい状況が続いている。

このため、県では、産地企業・企業グループが取り組む新製品開発、販路開拓や地域団体商標制度の登録を受けた産地組合が実施する顧客指向型のビジネスモデルの構築、デザインの開発、展示会等での販路開拓などへの取り組みに対する支援を推進している。

また、平成23年度より地場産業新技術・新商品海外展開支援事業を実施して、海外の顧客のニーズを的確に把握し(マーケティング調査)、売れる商品づくりを推進(新製品・新技術開発、開発した製品の販路開拓)していく。

- ③ 繊維工業技術支援センターは、県内の繊維産業、特に中小企業や地場産業の活性化のため独自の技術の開発、高度化技術に係る新製品開発と製品の高付加価値化を目的に、技術相談、評価や分析による依頼試験、機器の開放利用、共同研究などによる技術開発や技術移転、人材育成などの支援を行っている。平成22年6月には、県立工業技術センターと京都工芸繊維大学が研究等連携に関する協定を締結し、大学と公設試験研究機関の連携のもと新製品の開発に取り組むなど播州織産地の振興を促進している。試験研究機器の更新、老朽化に伴う施設改修など施設整備にも取り組んでいるところであり、今後とも支援センターの機能強化に努めていく。

- ④ 県では、(財)北播磨地場産業開発機構をはじめとする地場産業振興機関が行う販路開拓や、産地組合が行う都市圏での展示会の開催や見本市への参加に対する支援のほか、業界団体が一堂に会する全国規模の展示会出展事業への支援を通じて、県内地場産業を広く内外にPRし、新たな販路開拓を図っている。

(財)神戸ファッション協会、(財)西播磨地域地場産業振興センター、(財)但馬地域地場産業振興センターが実施する地場産業総合振興事業では、地場産業の製作体験や展示、販売を通じて、県内地場産業を広く内外にPRし、県内地場産業製品の県内での消費促進に努めている。

## 【要望事項】

### 4. 新産業の創造・誘致

#### (1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

- ① 創業者の育成を目的とした中小企業庁の「創業人材育成事業」（創業塾・経営革新塾）が、経済産業省による行政事業レビューにおいて廃止される運びとなっている。新たな創業者が各地域において増加することは地域産業の活性化や雇用の創出に貢献するとの認識から、地域経済の浮揚を図るための1つの手段として、創業に関する取組みや支援等が今以上に必要となる。兵庫県におかれても、既に新規開業に伴う貸付制度や専門家による相談業務等の支援を実施されているが、商工会議所が実施する創業・起業に関する事業についても支援を強化するとともに、兵庫県との連携による起業化促進のための事業が実施できるよう検討されたい。
- ② 経営革新や経営力向上に取り組む事業者の金融・財務面や販路開拓などに対する支援を拡充・強化されたい。とりわけ販路開拓については、優れた商品や特色ある技術を持ちながら、売上の維持・拡大に苦心している中小企業と大手企業のマッチング、ビジネスパートナーを発掘する機会を提供する販路開拓イベントや商談会等の取組みについての支援を拡充されたい。

#### (2) 内外企業・工場の誘致促進

- ① 東アジア諸国への生産拠点等の移転が進み、雇用の流出や産業の空洞化が懸念されているが、これに歯止めをかけ、企業の県内立地を促進するため、産業集積条例で指定する地区への進出企業に対し、不動産取得税の軽減、新規地元雇用や設備投資に対する補助金や低利融資といった優遇措置をさらに拡充されたい。
- ② 製造業の新たな事業展開・拡大の妨げとなっている「工場立地法」の緑地面積規制に関し、既存立地企業の新規投資誘発や新規企業誘致の観点から、緑地面積率の緩和を規定する企業立地促進法の地域準則を定める自治体の条例制定を支援されるとともに、地域での総量で緑地面積率を勘案する「飛び緑地」の認定基準の緩和に向け、国等関係先に対し積極的に働きかけられたい。

#### (3) 神戸医療産業都市構想の推進

第2フェーズに入った神戸医療産業都市構想を実りのあるものとするため、高度専門病院、大学、研究機関、医療関連企業等が集積する「アジアのメディカルセンター」の形成に向けて、神戸国際フロンティアメディカルセンター（K I F M E C）構想、「国際医療交流」等を、神戸市とともにより強力に推進されたい。

#### (4) 光関連産業の創出・育成の支援

- ① 県下では、姫路、尼崎で薄型テレビ用のパネル工場の建設が進み、薄型テレビ、特殊ランプ等の光関連製品やその材料等を製造している企業のほか、太陽光発電等が注目され、リチウムイオン電池やニッケル水素電池等の整備工場も集積している。新産業の創出による地域活性化を加速されるため、引き続きこれら電池産業等をはじめ環境・エネルギー分野で需要を創造する企業等の積極的な誘致を推進されたい。

② 姫路商工会議所が行う「光都ビジネスコンペ in 姫路」など、ディスプレイを中心とした光関連産業の創出・育成に向けた事業を財政的に支援されたい。

また、光関連産業を重点分野に指定し、同産業にかかる研究開発から事業化に至るまで、地元企業とのビジネスマッチングも含め総合的な地元企業の育成施策を実行されたい。

## 【回答】

### 4. 新産業の創造・誘致

#### (1) 創業・経営革新・第二創業に対する支援強化

① 県では、創業時や経営革新・第二創業に対する支援として、金融面では新規開業貸付、第二創業貸付、経営革新貸付の制度融資等を引き続き実施するとともに、設備投資や新事業展開への支援として既存メニューを見直し、「設備投資促進貸付」や「新技術・新事業創造貸付」を新設するなど、融資制度の拡充を図っているところである。

また、商工会議所が実施する創業・起業に関する事業についても、地域活力増進事業の枠組みを見直し、商工会議所が行う創業・経営革新・窓口相談業務への支援を拡充していく。

② 多様化、専門化する中小企業の経営課題に対応するため、①経営相談や金融相談などの相談窓口の開設、②中小企業診断士等の専門家派遣、③民間出身経験者の総括コーディネーター等による総合コンサルティング、④企業間連携促進事業など(財)ひょうご産業活性化センターが持つ経営戦略支援ツールを総合的に活用した支援を継続実施するとともに、同センターにおいて、製品開発前の企画段階からマーケットニーズを把握、その結果を踏まえた試作品開発指導、受注獲得までを複数の専門家が集中的にアドバイスを行う「新製品開発専門家派遣事業」をモデル的に実施している。

また、販路開拓については、企業OBや専門家を販路開拓ナビゲーターとして登録し、中小企業の新商品・サービスの販路開拓を支援する「販路開拓トータルサポート事業」により、中小企業の販路開拓を支援していく。

#### (2) 内外企業・工場の誘致促進

① 県では、平成14年4月に「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」を施行し、指定拠点地区に進出する企業に対し不動産取得税の不均一課税、新規地元雇用や先端技術型事業に係る設備投資に対する補助等の支援を行い、薄型テレビや二次電池、医療関連等の成長が見込まれる分野の産業集積を図ってきた。

平成22年度からは、企業立地を重点的に促進する地域について、これまでの但馬、丹波、淡路地域に加え、新たに多可町、神河町、宍粟市及び佐用町の4市町を追加するとともに、これらの地域について、設備投資補助の要件緩和(設備投資額10億円以上→1億円以上)や補助率の引き上げ(一律3%→設備投資額が1億円以上10億円以下の部分は5%)を行うなど、支援策を拡充している。

また、現行の同条例が平成23年3月31日で期限切れとなることから、このたび平成26年3月31日まで3年間の延長を行ったところである。

今後も同条例に基づく制度の活用とともに、企業誘致の総合窓口である「ひょうご・神戸投資サポートセンター」や地元市町、関係団体等と連携を図りながら、積極的な企業誘致に努め

ていく。

- ② 県内では、これまで15地域17市町が企業立地促進法に基づく基本計画を策定し国の同意を得ており（平成23年2月末現在）、地域の強みを生かした企業誘致活動を展開している。

このうち、高砂市は平成20年6月、丹波市は平成22年1月、尼崎市は平成22年4月にそれぞれ同法に基づく緑地面積率の緩和条例を施行しており、企業誘致のインセンティブとして活用が図られている。

今後も、必要な情報の提供等により、各市町における当該条例の制定に対する支援を行う等、既存企業の県内再投資及び新たな企業の県内進出の促進に向けた環境づくりに努めていく。

### （3）神戸医療産業都市構想の推進

神戸医療産業都市構想のうち、健康、医療分野においては、県としてこれまでも、先端医療振興センター整備及び内視鏡訓練施設への補助、先端医療振興財団への出捐や同財団役員への県幹部就任など財政面・人材面での協力・支援を講じているところである。

今後、神戸市からの新たな提案があった場合、兵庫県としての連携の可能性を検討してまいりたい。

### （4）光関連産業の創出・育成の支援

- ① 県では、平成14年4月に「産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例」を施行し、指定拠点地区に進出する企業に対し不動産取得税の不均一課税、新規地元雇用や先端技術型事業に係る設備投資に対する補助等の支援を行い、薄型テレビや二次電池、医療関連等の成長が見込まれる分野の産業集積を図ってきた。

平成22年度からは、同条例に基づき指定した新産業創造拠点地区又は産業集積促進地区に新たに立地する企業のうち、環境・エネルギー等の新産業分野に係る事業を行う者に対し、研究室やオフィス等の賃料の一部を補助する事業を開始している。今後も同条例に基づく制度の活用とともに、企業誘致の総合窓口である「ひょうご・神戸投資サポートセンター」や地元市町、関係団体等と連携を図りながら、引き続き電池産業等の環境・エネルギー分野を含めた積極的な企業誘致に努めていく。

- ② 「光」は、先端産業技術として、加工、分析、表示、センシング、通信、触媒、計測、エネルギー等と急速に利用範囲が広がっており、知識集約型・高付加価値型の産業構造への転換には必要不可欠なものとなっている。

また、播磨科学公園都市においては、SPring-8、ニュースバル、粒子線医療センターなどの研究集積があり、産業では、FPD 関連、特殊ランプ関連などの光関連企業が立地するなど産業集積の芽も出てきており、播磨地域は光に関して高いポテンシャルを有している。

県では、商工会議所が行う光関連産業の創出・育成に向けた事業を引き続き支援するとともに、光関連産業にかかる事業化支援や地元企業とのビジネスマッチング等行うことにより、今後とも光関連産業の育成を図っていく。

## 【要望事項】

### 5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

#### (1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

ポートアイランド2期で開発・整備が進む、次世代スーパーコンピュータの平成24年本格稼働を着実に促進するとともに、効果的な利活用、関連産業・研究機関の立地促進に取り組まれない。

- ① (財) 計算科学振興財団が実施する次世代スーパーコンピュータを活用した産業利用や研究開発の促進、普及啓発等に対する支援、及び同財団の自立的運営に向けた支援
- ② 地元企業の次世代スーパーコンピュータ利用へのステップアップを図るための裾野拡大・底上げ事業の強化
- ③ 国家プロジェクトである本事業の推進について、全国レベルでの産業利用支援、研究支援、普及啓発等の取り組み促進

#### (2) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 安全・安心のまちづくりの基本を、IT技術を中心とする情報通信基盤整備におき、地域全域に光ファイバー敷設等、大容量高速通信が可能な情報化まちづくりを具体化する等、兵庫情報ハイウェイの積極的な推進を図られたい。また、地上デジタル波放送設備の急速な整備と兵庫情報ハイウェイ・都市型CATV等を活用し、兵庫県全域の産・官・学・民の相互が利活用できる情報通信基盤整備を推進されたい。
- ② 平成23年7月のテレビ放送地上デジタル化に伴い、難視聴地域における中継基地局及びテレビ共同受信施設の装置更新に対する助成策を講じられたい。

## 【回答】

### 5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

#### (1) 次世代スーパーコンピュータの効果的な利活用の促進

①②③ 国家基幹技術の一つとして整備される世界最高性能の計算速度を有する京速コンピュータ「京」(次世代スーパーコンピュータ)の立地メリットを發揮し、新産業・新技術の創出につなげていくため、県、神戸市、産業界が連携し設立した(財)計算科学振興財団が関連産業や研究機関の誘致促進を視野に、高度なシミュレーション技術の産業界への普及や人材育成などの各種事業を展開していく。

- (1) 企業からの相談・助言、技術コンサル等個別企業への利用支援や企業の数値シミュレーション技術の高度化支援など、高度シミュレーション技術の産業界への普及
- (2) 神戸大学と連携した企業の計算科学の高度技術者養成、関係団体と連携してプログラミング技術講習会の実施、スパコン利用企業の先進事例の紹介する普及啓発など、実践的な企業技術者の育成、普及啓発

併せて、平成23年度から京速コンピュータ「京」の隣接地に整備された「高度計算科学研究支援センター」や国の資金を活用して設置した「FOCUSスパコン」の供用を開始し、同財団の自主財源(FOCUSスパコンの利用料、貸研究室利用料等)や国のプロジェクト等による外部資金の獲得に向け、国や関係機関と引き続き密接に連携を図りながら事業を進めていく。

## (2) 高度情報通信基盤の整備促進

- ① 兵庫情報ハイウェイは、県内各地域を結ぶ高速大容量のネットワークとして、河川、道路などの防災情報の配信、インターネット利用環境の向上など地域情報格差の是正、産業の情報化に大きな役割を果たしており、今後も県域の情報通信基盤としてより一層の利用拡大を促進し、安全・安心のまちづくりに寄与していく。

光ファイバー網の整備については、小規模集落へのケーブルテレビのエリア拡大を行う市町への支援等に引き続き取り組むとともに、通信事業者に対してもエリア拡大を働きかけていく。また、今後、国が提唱している「光の道」構想を踏まえ、光ファイバー網を始めとする大容量高速通信環境整備に対する支援を国に対して働きかけていく。

- ② 中継基地局、共同受信施設の地上デジタル放送設備の整備に対しては、国において補助制度が整備されているところであるが、県としては、国の補助制度等と合わせて辺地共聴施設の改修や新設を市町とともに支援している。なお、本県における平成22年12月末時点の整備状況については、「地上デジタルテレビ放送中継局ロードマップ」に基づく中継基地局は全て完了済みであり、辺地共聴施設については93.8%が完了している。

### 【要望事項】

## 5. 産業基盤・情報通信基盤の整備促進

### (3) 各地域におけるプロジェクト等の促進

#### ① 東播磨地域

- ・ 海を生かした観光振興を図るため、観光資源として明石港の再整備を図られたい。また、明石港砂利揚場を観光バス駐車場やフェリーターミナル、「海の駅」として整備することを検討されたい。
- ・ 電気自動車（EV）普及を見据えた充電器スタンド等の設置費用の助成策を図られたい。
- ・ 加古川流域の下水道整備を引き続き推進されたい。

#### ② 北播磨地域

- ・ ひょうご情報公園都市において新たに造成中の産業用地の早期完成と更なる企業誘致に努められたい。
- ・ 道の駅みきに隣接するコンベンションホール「かじやの里メッセみき」の施設利用について支援されたい。
- ・ 都市と農村の交流の舞台として推進している北播磨ハイランド構想に対して、継続的に支援されたい。

#### ③ 西播磨地域

- ・ 西播磨テクノポリス開発計画の第2、第3工区の早期着工を図られるとともに、企業誘致並びにSPring-8やニュースバルの利用への助成策を講じられたい。

## 【回 答】

### (3) 各地域におけるプロジェクト等の促進

#### ① 東播磨地域

- ・ 明石港の砂利揚場は、今後も相当期間利用するため、平成 21 年 10 月に環境対策工事を完成させ、周辺の良い環境維持に努めている。

一方、明石市では、中心市街地の魅力向上を目指し、「明石市中心市街地活性化基本計画(計画期間：平成 22～27 年度)」において「明石港周辺利活用計画の策定」を事業計画として位置付け、計画策定を進めていくこととしており、県としても「明石港周辺利活用計画」が港の活性化につながる実現可能なものとなるよう、市の計画策定を支援していく。

- ・ 電気自動車は、走行時にCO<sub>2</sub>を排出せず、充電由来のCO<sub>2</sub>排出量はガソリン車の約 3 割と低いことからCO<sub>2</sub>削減対策として極めて有効であると考えられる。

現在市販されている電気自動車の県内の登録台数は、23 年 3 月末で 300 台程度と推計されており、ガソリン車と比較して高価であり、航続距離が短いなど、その普及には課題がある中で、特に航続距離を伸ばす技術開発が何よりも肝要であると考えている。

現在、一般の方が利用できる県内の充電スタンドは、急速充電が県設置の 3 基、神戸市設置の 1 基、自動車販売店設置の 5 基、計 9 基が設置されており、普通充電が自動車販売店やホテル等に 100 基程度設置されている。今後、自治体、民間事業者等によりさらなる充電スタンドの整備が進むと見込まれているところである。

県として、普及促進のための充電スタンドの整備については、平成 23 年度に夜間充電を基本とした公共宿泊施設への充電スタンドの設置、民間事業者に対する充電スタンドの設置費用の 1/3 を補助する制度の創設を行うこととしている。

また、国に対して、電気自動車の航続距離を伸ばす技術開発を国へ提案するなど、電気自動車の普及促進に一層の取り組みを進めてまいりたい。

- ・ 加古川流域下水道(下流処理区)は、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町を対象として昭和 62 年度に事業着手し、平成 4 年に供用を開始した。

平成 21 年度末の処理人口は、327,700 人で、88.9%の整備状況にある。これまで、処理場の水処理施設等は流入水量に応じ計画的に増設を進めてきており、引き続き関連市町と連携を図り、整備促進に努めたい。

#### ② 北播磨地域

- ・ ひょうご情報公園都市は、第 1 工区 170 ヘクタールのうち、山陽自動車道南側の一部において産業用地の造成を行い、平成 15 年 3 月より分譲を開始し、現在残り 2 区画となっている。

これまで 10 社が操業し、約 1,000 人の雇用が創出されているほか、新たにヤクルト三木工場が、平成 24 年度に操業開始し、当面 170 人が就業予定である。今後、地元雇用の安定、地域活性化に寄与するものと考えている。

このような状況から、新たな産業用地が必要と考え、平成 21 年度から実施している造成工事の推進、インフラ等の前倒し整備に努め、平成 23 年夏頃から引き渡しが可能となるよう、平成 23 年末頃までに全体工区の完成を目指している。

現在の経済情勢は厳しいものの、高速交通基盤等の優位性、またアンケート調査、企業訪問によるニーズ調査の状況、また周辺の産業団地の状況からも、大規模区画の用地としての

希少性があり一定のニーズがあるものと見込んでいる。

企業誘致については、①多様なチャンネルからの情報収集と積極的なPR・誘致活動、②立地インセンティブの活用、③企業ニーズに対応した産業用地・サービスの提供等により、早期分譲に努めることとする。

- ・ 県では、ものづくり産業の振興に資するため、三木市や三木商工会議所等とR175「匠の技」&特産品フェアを開催するとともに、北播磨広域観光協議会とも連携し、コンベンションホールの利用促進のための広域的なPR活動を展開していく。
- ・ 県では、“交流と共生”の理念のもと、豊かな自然、歴史と伝統、多様な農産物、都市との近接性、発達した交通網などの地域特性を生かし、北播磨の魅力発信や交流の促進に向けた取り組みを進めることで、引き続き都市農村の交流を推進していくこととしている。

### ③ 西播磨地域

第2次行革プランにおいては、引き続き播磨科学公園都市第2、第3工区について事業の進捗調整を行うこととしており、今後は第1工区の熟成状況や社会経済情勢等を勘案して、取り組みを検討する。

現在、第1工区のさらなる熟成に向け、企業誘致のほか、住宅の分譲、生活利便施設や都市内バス路線網の充実に取り組んでいる。

今後、次の取り組みを重点的に推進する。

- ・ Spring-8やニュースバルの利用企業、ものづくり企業等の誘致促進を図るため、民間信用調査機関を活用したターゲット企業の抽出、企業誘致関係機関、企業誘致サポーターなど多様なチャンネルからの立地情報の収集
- ・ 産業集積条例や企業立地促進法等による支援策（立地補助、税の軽減等）、地元市町の立地インセンティブの活用による企業誘致
- ・ ホームページやメール通信等種々のメディアを活用した企業誘致に係るPR活動の実施
- ・ 住宅分譲については、都市内勤務者の都市内居住の促進とともに、外構助成や優良住宅に対する助成制度、定期借地方式のPR、地元工務店との連携強化、民卸等の多様な分譲手法の導入など積極的な販売促進活動の展開
- ・ 地上デジタル放送受信のためのインフラ整備と、光ファイバーを使用した高速インターネット通信導入のため、事業者との連携による情報通信インフラの充実

## 【要望事項】

### 6. 魅力ある兵庫づくりの推進

#### (1) 集客観光への取り組み

- ① 兵庫観光をより魅力あるものにするため、六甲や有馬、淡路島、但馬などの恵まれた自然環境を保存し、姫路城などの歴史的な建造物や街並みの活用を図るとともに、兵庫の観光ルート紹介や新しい観光資源の発掘・PRに努められたい。
- ② 観光客の滞在時間の延長につなげるため、宿泊を伴う観光メニューの開発や、首都圏をはじめ遠隔地からの観光客誘致に関するプロモーション活動の強化等に取り組まれたい。
- ③ 外国人観光客をおもてなしの心で迎えるために商工会議所が実施する「外国人観光客おもてなし運動」に対し、積極的に支援されるとともに、観光ボランティアのネットワーク構築や、観光スポット、県内のホテル・レストランなどに関する外国語での情報提供を行う体制を整備するなど、魅力ある兵庫のまちづくりを推進されたい。

#### (2) 人・環境にやさしい施策の推進

- ① ユニバーサルデザインに対応した施設整備を引き続き進めるとともに、無電柱化の推進、ウォーターフロントの整備など思い切った前倒し整備を図られたい。
- ② 街の緑化促進など、美しい街づくりに向けた施策を一層推進されるとともに、環境学習の推進についての取り組みを支援されたい。

## 【回 答】

### 6. 魅力ある兵庫づくりの推進

#### (1) 集客観光への取り組み

- ① 県では、自然や歴史・文化、産業など多彩な地域資源を活かした観光ツーリズムの振興に力を注いでいる。

平成23年度は、「B-1 グランプリ in 姫路」や、24年1月から放送が開始されるNHK大河ドラマ「平清盛」の放送を絶好の機会ととらえ、10月から3月にかけて「あいたい兵庫キャンペーン2011」を展開し、観光地の魅力アップや新たな観光ルートづくりなどに取り組む。

加えて、名山や名水、滝、棚田といった地域の人しか知らない地域資源などふるさとの新しい魅力の情報発信や、ものづくり現場の観光客受入体制整備への支援等による産業ツーリズムの一層の推進に努め、本県への観光客誘致、地域の活性化を図る。

- ② 平成22年度、観光協会等が取り組む新たな逸品、名所、着地型ツアーなどの観光資源づくりを支援するとともに、県内外に向けた「あいたい兵庫キャンペーン」の展開、また、近畿6府県が共同開催した首都圏マスコミ・旅行エージェントとの情報交換会などを通じて本県への誘客を促進した。

23年度においても、引き続き、近畿6府県による首都圏プロモーションの実施や、地域の観光ブランド力を高め、新しい観光資源づくりや、魅力向上に取り組む観光協会等を支援することにより、宿泊を伴う観光客誘致を図る。また、11月に開催される「B-1 グランプリ in 姫路」や、24年1月から放送が開始されるNHK大河ドラマ「平清盛」の放送を絶好の機会ととらえ、10月から3月にかけて、「あいたい兵庫キャンペーン2011」を展開するなど、より一層の兵庫

県の魅力発信に取り組み、本県の観光振興を図る。

- ③ 外国人旅行者が訪日する際に、情報源として最も利用されるのがインターネットであることから、本年度外国語版の観光ホームページ（英語・中国語・韓国語）を拡充・リニューアルし、外国人の視点に立って観光スポット、モデルコースやホテル・レストランなどのより充実させた情報を提供していきたい。

ひょうごツーリズム協会に、英語・中国語・韓国語の対応ができる職員（ひょうごツーリストインフォメーションデスク）を配置し、海外エージェント及び外国人旅行者への観光地紹介や質問対応などを行っている。また、ひょうごファンクラブやメーリングリストなどを活用して、海外の滞在訪日者に対して、タイムリーな観光情報・イベント情報を提供するように努める。

また、ひょうごツーリズム協会においては、観光ボランティアガイドの登録を通じて、ガイド相互の交流や連携、紹介等のネットワーク化を行うとともに、おもてなし研修等の実施によるスキルアップを図っており、引き続き、ボランティア登録の拡大などによるネットワークの充実を図る。

## （２）人・環境にやさしい施策の推進

- ① 無電柱化については、安全で快適な通行空間の確保、優れた景観の保全と形成、防災機能の強化など多様な効果が期待されるため、昭和 61 年度策定の「第 1 期電線類地中化計画」から平成 16 年度策定の「無電柱化推進計画」まで、5 期にわたる計画のもと平成 20 年度末までに県全体で約 387 km の無電柱化を実施した。

現在は、「無電柱化実施プログラム（H21～H25）」に基づき、5 年間に県全体で 71 km の無電柱化を推進することとしており、今後も、国、市町などの関係機関と連携のもと、市街地の幹線道路、歴史的街並みの保全・観光振興・地域文化の復興等に資する箇所、バリアフリー化等の安全で安心な通行空間の確保が必要な箇所などの無電柱化を推進していく。

姫路港、家島港の旅客船係留施設等において、平成 24 年度完成を目指しユニバーサルデザインに対応した整備を進めているところである。

また、港湾および海岸環境整備事業において、甲子園浜海浜公園、あらい浜風公園等の緑地や、尼崎の運河沿いの遊歩道等のウォーターフロントの整備を進めてきた。現在尼崎の森中央緑地について公園事業と連携し港湾緑地整備を進めているところである。

今後も姫路港、家島港ユニバーサルデザインに対応した整備を進めるが、財政状況も厳しい中、港湾及び海岸事業によるウォーターフロント整備の前倒しは困難な状況である。

- ② 花と緑に関する取り組みの方向性を示す総合的なプランである「ひょうご花緑創造プラン」に基づき、県民の参画と協働により、花と緑あふれる美しい県土づくりを推進している。

県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化事業」により、都市の環境の改善や防災性の向上を目的として、住民団体等により実施される植樹や芝生化などの緑化活動に対して支援を行うほか、(財)兵庫県園芸・公園協会に設置している緑化基金を活用し、県民の緑化活動に対する各種支援事業により、全県で花と緑を生かしたまちづくりを推進している。

また、ヒートアイランド現象等の環境問題の改善に資する都市部における総合的な緑化を一層推進するため、観光の保全と創造に関する条例に基づき、建築物の屋上や敷地等の緑化を促進している。

一方、環境学習の推進において、県では、平成18年に兵庫県環境学習環境教育基本方針を策定し、幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を展開している。

幼児期においては、幼稚園・保育所が行う職員研修や園児の活動に対して、ひょうごグリーンサポーター等による支援を実施するとともに、幼稚園教諭・保育士を対象に、ひょうごの環境学習の考え方や進め方を学び自ら自然体験を行う「環境学習実践研修」を実施している。

学齢期においては、小学校3年生の環境体験事業や小学校5年生の自然学校推進事業を実施するなど、すべての児童生徒が自然とのふれあいや身近な生活の中での気づきや発見をきっかけとして、環境について幅広く関心をもち、理解を深めるとともに、自然に対する感性や命を尊ぶ心を育むことに重点を置いた事業展開を図っている。

さらに、環境学習・教育の中核交流拠点・総合相談窓口である「ひょうごエコプラザ」にコーディネータを配置し、県民からの相談等への対応や環境学習に関する情報発信を行うとともに、環境学習・教育に取り組む団体や学校の活動を支援するため、バス借上代の一部を助成する「エコツーリズムバス運行支援事業」を実施している。

## 【要望事項】

### 6. 魅力ある兵庫づくりの推進

#### (3) 各地域における観光集客事業への支援

##### ① 神戸地域

- ・ 個人観光査証（ビザ）発給要件の緩和に伴って、中国人観光客が急増している。より多くの中国人観光客を神戸に誘致するための観光キャンペーン等の実施に努められたい。また、観光地並びに都心の商店における銀聯カード（中国のカード決済サービス）の導入に対して、助成金等の支援策を創設するなど、受け入れ体制の強化を図られたい。
- ・ 冬の風物詩として全国的に知名度の高い神戸ルミナリエの継続開催は、観光客誘致や地域経済の活性化といった面において不可欠であるが、平成21年度は単年度赤字に陥るなど財政面は極めて厳しい状況にある。また、折からの景気低迷により、企業協賛金の確保は難しいのが実情である。

については、兵庫県として、ルミナリエに対する財政的支援を拡大させるとともに、今後とも無理なく開催できる規模へと抜本的に内容を見直し、震災の記憶を後世に語り継ぐという本来の目的を完遂できるよう努められたい。

##### ② 阪神地域

- ・ 尼崎市南部臨海地区は、「大阪湾ベイエリア地域」として今後の発展が見込まれる地区であるとともに、国の「運河の魅力再発見プロジェクト」に認定されている。また、「尼崎21世紀の森構想」の対象地域でもある同地区の地域資源を活用した「産業ツーリズム」「産業観光」を進めるため、まちづくりの視点に立った公共交通の整備・拡充に取り組まれたい。

- ・ 御前浜のより一層充実した親水空間整備と、併せて西宮浜が一体的に機能する空間が創出される整備を引き続き図られたい。

### ③ 東播磨地域

- ・ 東播磨臨海部における別府港区の活用などウォーターフロント整備に努められたい。
- ・ 加古川河口地区を利用したマリンレジャー基地開発計画を立てられたい。
- ・ 県立明石公園を会場とした文化芸術イベントの定期的な開催、また多目的施設やバス駐車場の高度な利用法を検討されたい。
- ・ 宮本武蔵誕生の地としても知られる高砂の神社等の史跡を巡る観光PRを支援されたい。

### ④ 北播磨地域

- ・ 三木ならではの「ものづくり」をテーマとした体験教室や空き店舗を利用し特産金物を体験する趣味講座への助成策を講じられたい。
- ・ 三木総合防災公園をはじめ、ゴルフ場への入場者をターゲットとした市内観光への仕掛けづくりや観光ルートマップの作成に協力されたい。
- ・ 兵庫県立フラワーセンターや三木ホースランドパーク、浄土寺など北播磨地域の分散した観光資源を結びつけるため、ループバスなど交通機関の整備に努められたい。

### ⑤ 中播磨地域

- ・ 平成22年4月より本格化した姫路城の修理工事に伴う大幅な観光客減少に対し、具体的支援策を講じられたい。
- ・ 平成23年に姫路で開催される「B-1グランプリ」開催に合わせ、兵庫のご当地グルメを全国へ発信するとともに、魅力ある兵庫の食と観光を融合させた施策を講じられたい。
- ・ 平成23年2月に姫路市で「全国産業観光フォーラム」が開催されるが、兵庫の産業観光資源の発掘、育成に取り組まれ、フォーラム開催の効果が一過性ではなく、定着するよう努められたい。

### ⑥ 西播磨地域

- ・ 相生駅南都市整備事業（相生駅南土地区画整理事業）や相生湾臨海部活性化構想の推進に対して引き続き支援されたい。
- ・ 相生市は環境をキーワードに相生湾臨海部活性化に取り組んでいるが、「相生湾の里海づくり」をテーマにした西播磨の環境学習の推進に対して支援されたい。
- ・ 海外からの観光客誘致に向けた観光開発における補助制度の拡充を図られたい。

### ⑦ 但馬地域

- ・ 但馬の恵まれた自然、特色を生かした観光開発やPR事業の強化に支援されたい。
- ・ 山陰海岸ジオパーク構想及びグリーンツーリズムの推進を引き続き図られたい。

### ⑧ 淡路地域

- ・ 淡路島観光圏における観光施設のハード・ソフト両面で支援されたい。
- ・ 島内におけるリタイアメントビレッジ構想の推進への支援をお願いしたい。

## 【回 答】

### (3) 各地域の要望

#### ① 神戸地域

- ・ 本県への外国人旅行者の誘客にあたっては、まず、代表的な観光素材である神戸の売り込みに今後とも全力であたっていく。特に、中国においては、訪日旅行が初めての層が多いことから、知事のトッププロモーションや見本市の出展にあたり、神戸を積極的にPRすることで、いわゆるゴールデンルートに食い込んでいくとともに、旅行エージェントの神戸下見などによりインセンティブツアーや教育旅行の誘致なども積極的に働きかけていく。

外国人観光客の受け入れ体制については、銀聯カード対応店が明示され、中国人観光客の買い物に役立てるような神戸の商店街の買い物用マップを作成し、旅行エージェントや中国人観光客に配布するとともに、銀聯カード取扱会社とタイアップして、販売キャンペーンを展開しており、神戸地区での中国人観光客の受入体制の強化に今後とも積極的に取り組んでいく。

- ・ 神戸ルミナリエについては、経済界をはじめとした地元が主体となり、協賛金や募金の確保に取り組むなど、財源の確保に向けて努力していただくことが肝要であるとともに、併せて、事業費の節減等に努めることが必要であると考えている。

県としても、今後とも継続して神戸ルミナリエが開催できるよう、引き続き、神戸商工会議所、神戸市と連携し、事業収支の改善に取り組んでいきたい。

平成23年度についても、震災復興の象徴として始まった神戸ルミナリエを支援するため、財政状況の非常に厳しい折りではあるが、前年度と同額の25,000千円を計上しているところである。

#### ② 阪神地域

- ・ 尼崎臨海地区の公共交通としては、平成17年4月に市バス6路線、160便、阪神バス2路線、8便であった。

県では、産業育成支援拠点への企業の進出など、地域状況の変化を踏まえ、その通勤者に対するバス利用への転換を働きかけるなど乗客増加の取組と併せて、バス事業者に対しバス増便等サービス向上を働きかけている。

また、平成18年度から尼崎21世紀の森拠点地区へのアクセスを確保するため阪神尼崎駅と尼崎スポーツの森間を運行するバス事業者に事業費の一部を補助していたが、平成22年度から起点を阪神出屋敷駅とすることによる運行距離短縮により、往復16便から25便に増便するとともに阪神出屋敷駅とパナソニックPDP前間に新たに6停留所を設け、引き続きバス事業者に事業費の一部を補助している。

これにより平成23年3月には、市バス7路線、198便、阪神バス4路線、42便へと路線数、便数とも拡充されている。

今後、尼崎の森中央緑地など拠点地区の整備による利用者の増加も期待できることから、バス事業者とも連携をとりながら、バス交通充実に向けて取り組んでいくとともに、尼崎開門やユニチカ記念館など、地域観光資源の活用による産業ツーリズム振興を図っていくため、街づくりの視点に立った公共交通の整備・拡充に取り組む。

- ・ 阪神間における貴重な自然の砂浜が残る御前浜の利用の適正化を図るため、地域住民や利用者の参画と協働による「御前浜・香櫨園浜プロジェクトチーム」を立ち上げ、環境保全を

訴えるメッセージボードの設置や「海辺のひろっぱフェスタ」「なぎさカフェ」などを実施してきた。また平成21年2月には、プロジェクトに参加していた地域住民や浜辺の利用者が主体となって、新しい活動団体「チーム御前浜・香櫨園浜里浜づくり」を設立し、浜を「まもり・つかい・そだてる」ために多彩な実践活動を行っている。

今後も御前浜が県民にとって水に親しみ安全安心に憩える場となるよう、緊急時の避難路の整備や地域活動の支援など、ハード及びソフトの両面から施策を進めていく。

### ③ 東播磨地域

- ・ 別府地区においては、平成12年度、港湾緑地内にジャブジャブ池を整備したところである。加古川市が整備した海洋文化センターとの相乗効果により夏場を中心に年間約21万人もの利用者を集め、幼年期における安全に水と戯れる水辺空間として、また小中学生の自然学習の場として健全な青少年の育成に貢献している。引き続き、地域の活性化につながるよう市と共に、両施設の利活用を図っていききたい。

- ・ 県は、平成3年度に尾上地区のボートパーク（収容110隻）を整備し、健全な海洋レクリエーションの育成に寄与してきたところである。

財政状況も厳しい中、県内各港湾において放置艇による公共水域の私物化等早急な対応が必要なことから係留施設の整備等を優先的に取り組んでいくこととしており、加古川河口マリレジャー基地開発計画の立案は困難な状況である。

- ・ 明石公園は、城跡という歴史的文化遺産と緑豊かな環境の中に多様な施設を有し、年間約300万人が利用する全国有数の都市公園である。

阪神・淡路大震災では、石垣や重要文化財である「巽櫓・坤櫓」が大きな被害を受けたものの修復を果たし、平成16年には城址全体の史跡指定（平成16年）を受けるなど歴史的文化遺産の保存に努めているところである。

史跡指定の範囲は、公園区域の約半分に及び、史跡区域外も埋蔵文化財包蔵地である。文化財保護法の制約から、新たな施設の整備は難しいが、既存施設の改修といった方法等により、機能の向上を進め、利用者のニーズに応えている。

平成18年度には、城跡の歴史的特徴を生かした「武蔵の庭」にある休憩施設を改修し、茶室として整備した。平成19年度には、明石薪能を支援するため、(財)兵庫県園芸・公園協会が組立式の能舞台を整備した。

観光バスは現在、事前予約制とし、園内の臨時駐車スペースに駐車することで対応している。専用駐車場の確保については、今後の利用状況をみながら判断していきたい。

現在、土日祝日には櫓の一般公開をおこない、「歴史を感じる」など好評の声を得ている。春には「さつき展」、秋には「明石薪能」や「菊花展」といった芸術性の高いイベントを開催しているほか、春期、秋期の日曜日には、地元の同好会により「武蔵の庭」で茶席を開催し、来園者に呈茶のサービスを行っている。

今後とも、明石市をはじめ地域や利用者等の意見を踏まえ、歴史的文化遺産の保全と調和を図りながら、本公園のポテンシャルを活かしたイベント開催、施設内容の充実などにより、魅力ある地域づくりに資する公園としていきたい。

- ・ 東播磨はものづくり産業が盛んなだけでなく、宮本武蔵ゆかりの神社や史跡など、歴史・自然・文化など、さまざまな観光資源に恵まれた地域である。

この恵まれた観光資源をさらに活用するため、23年度は東播磨再発見フォトコンテストを

実施し、管内の歴史や文化、自然環境の魅力的なスポットで撮影した写真を応募してもらい、優秀作品を表彰し、巡回写真展を開催するとともに、ホームページ等のメディア媒体を通じ、広く地域の魅力を発信していく。

また、高砂の歴史的な町並みなどの東播磨の歴史・伝統・産業などを巡るバスツアーやボランティアガイドの説明とともに歩いて史跡等を巡るウォーキングツアーを開催する。

このような事業を総合的に展開することにより、宮本武蔵誕生の地としても知られる高砂の神社等の史跡を巡る観光PRについても、地元の市町や観光協会・商工会議所等と連携しながら推進していきたい。

#### ④ 北播磨地域

- ・ 商工会議所が実施するビジネスセミナーや見本市などについては、従来から地域活力増進事業で補助を行うとともに、23年度からは新設した商農工連携促進事業により、提案公募のあった地域産業の戦略的な競争力強化を図る取り組み等に対し補助を行うこととしているが、趣味講座等への助成については現在実施していない。
- ・ 三木総合防災公園や市内のゴルフ場などに北播磨地域の観光・グルメ情報等が分かるパンフレットを備えるとともに、北播磨広域観光協議会と連携して、三木商工会議所等が取り組む観光ルートの開発やPRについて協力していく。
- ・ 北播磨地域の観光資源を効果的に結びつけるための交通機関整備も今後、その必要性を含めて検討するとともに、施設周辺の歩道整備や案内標識の設置を通して、交通アクセスの整備にも努めているところである。

#### ⑤ 中播磨地域

- ・ 姫路城の修理を好機ととらえ、この時期に地域の観光資源を見つめ直し、「体験」、「食」などの多彩な旅行メニューを増やすことにより、姫路地域に誘客を図る。

具体的には、まず、旅行者が訪問先で「体験する」旅行メニューを増やしていくため、体験型観光プログラムを提供する事業の立ち上げ・広報支援を行う。

また、播磨の食の祭典である「姫路食博」を、「B-1グランプリ in 姫路」と同時開催し、姫路地域を中心に県下各地から地域のグルメの参画を得て、兵庫の食の魅力を全国に向けて発信する。

さらに、姫路城大天守保存修理期間中、地域団体等が地域資源を開発・活用して行う、姫路城大天守保存修理中の集客イベントの開催、地域資源を活用した特産品の開発等に対して、中播磨のにぎわいづくりを支援する。

- ・ 22年度は、「兵庫の食」を重点テーマに「あいたい兵庫キャンペーン」を展開し、本県への誘客を促進している。

23年度においても、引き続き、11月に開催される全国的なB級グルメのイベントである「B-1グランプリ in 姫路」や同時開催する「姫路食博 2011」において、播磨の食だけではなく、県下各地の「兵庫の食」にも参加を促し、兵庫県の食文化を全国に発信することとしている。

さらに、24年1月から放送が開始されるNHK大河ドラマ「平清盛」の放送を絶好の機会ととらえ、10月から3月にかけて、「あいたい兵庫キャンペーン 2011」を展開するなど、より一層の兵庫県の魅力発信に取り組み、本県の観光振興を図っていく。

- ・ 本県では、平成 15 年度から見学可能な工場や産業博物館等を開拓し、HP やパンフレット等で紹介する産業ツーリズムの推進に取り組んでおり、現在、灘菊酒造(株)、光洋製瓦等、約 250 施設が「ひょうご産業ツーリズム施設」として登録されている。

平成 22 年度は、産業ツーリズム施設や産業遺産、及びその周辺の観光施設等を結んだ観光モデルルートを策定し、HP 等で紹介するとともに、そのモデルルートに組み込んだ企業・工場のうち、生産ラインの見学ルートやガイド等の受け入れ体制の十分でない箇所を対象に、備品購入やパンフレット作成等の必要な経費に対し補助している。

「全国産業観光フォーラム in 姫路」については、姫路市や姫路商工会議所等とともに実行委員会を設立して、平成 23 年 2 月 17 日(木)18 日(金)の 2 日間開催され、全国から 850 人の参加を得て、播磨地域を中心に本県のすぐれた産業ツーリズム施設を全国へ発信することができた。

今後、このフォーラムの成果を活かしながら、引き続き、産業ツーリズム施設の一層の拡充と PR に努め、旅行商品となりうる観光ルートの造成につなげることにより、本県の産業ツーリズムの振興を図っていく。

## ⑥ 西播磨地域

### 【相生駅南地区】

当地区は相生駅の南側に面し、相生市の玄関口として重要な位置であるにもかかわらず商業施設や住宅が混在した密集市街地となっており、駅前地区としてふさわしい整備が行われていなかった。

このことから、相生市の玄関口としてふさわしい整備を行うため、平成元年より土地区画整理事業を行っており、一部橋梁及び公園の整備を残すのみとなっている。今後とも早期の事業完了に向け、引き続き支援していく。

### 【相生港臨海部活性化構想】

県は、那波地区において、相生港内を運航する通学船をはじめ相生港と家島港等を結ぶ不定期船の係留場所として、またプレジャーボートのビジター桟橋として活用することを目的に公共バースを整備した。

またカキの港の拠点である相生港（鯛浜地区）の漁業関連施設を整備するなど、相生市が推進する「相生港臨海部活性化構想」を引き続き支援してまいりたい。

- ・ 県では、西播磨に住む人々が地域の豊かな自然（森・川・海）を舞台に、体験し、発見し、学び、実践しながら「“西播磨”環境学習プログラム」を展開することにより、人と自然が共生する美しい西播磨づくりを推進するとともに、あいおい播磨灘の里海づくり協議会を支援していく。
- ・ 外国人旅行者の誘客にあたり観光開発は重要であり、観光関連団体等による外国人観光客用観光資源の発掘や観光資源のさらなる磨き上げを行うことは、地域のブランド力を高め、誘客を図る武器となる。

そこで、(社)ひょうごツーリズム協会においては、本県からの補助を活用して、観光協会や商工会議所等の団体が行う観光ルートの開発に関する取り組みをはじめ、誘客活動・宣伝活動に関する取り組み、情報発信の強化などの事業を対象に、1,000 千円を限度（補助対象経費の 1/2 以内）に補助制度を設けているところであるので、23 年度においても積極的にご活用いただきたい。

## ⑦ 但馬地域

- ・ 県では、平成21年12月に設立された但馬観光協議会を中心に、但馬の多くの観光素材を最大限に活用し、但馬の魅力発信や交流の促進に向け、地域が一体となった取り組みを推進しているが、今後も引き続き、京阪神地域等におけるキャンペーン活動の展開や但馬の魅力発信拠点開設のための方法の検討、但馬ふるさと応援隊の任命など観光開発やPR事業の強化に取り組んでまいりたい。
- ・ 山陰海岸ジオパークは、平成22年10月4日（日本時間）に、世界ジオパークネットワークに加盟認定された。

今後は、観光ルートの作成や体験ツアーの開発、地元受入体制の整備を進めるとともに、玄武洞をはじめとする地質学的価値のアピールや、ジオパークの魅力を加味した観光PRの展開など、地元市町、観光協会等と連携した、但馬の観光振興を進める。

また、京都府、鳥取県と連携し、海外からの山陰海岸ジオパークへの誘客へも取り組むなど、新たな観光振興の起爆剤として、山陰海岸ジオパークの積極的な活用を図るとともに、但馬地域の豊かな自然と多様な農林漁業を活用して、都市と農村の交流活動「グリーン・ツーリズム」が活発に行われるよう、北但馬グリーンツーリズム協会及び南但馬グリーンツーリズム協会の活動を継続して実施していく。

[平成23年度 主な関連予算]

### 1 山陰海岸ジオパーク推進事業（但馬県民局）

- 山陰海岸ジオパーク推進協議会負担金等 8,019千円
  - ・ ジオパークフォーラム、ジオパークフェスティバル等

### 2 山陰海岸ジオパーク国際学術会議（城崎会議）（但馬県民局）

- 山陰海岸ジオパークの世界レベルでのアピール、情報発信 2,500千円
  - ・ 基調講演、ジオパークに関する研究報告、ジオパーク宣言

## ⑧ 淡路地域

- ・ 淡路島観光圏の整備については、従来から支援をしてきたところであるが、現在、国に提案している「あわじ環境未来島構想」でも「あわじスタイルの観光・ツーリズム」に取り組むこととしており、今後は、この構想を推進する中で、さらに強力に取り組んでまいりたい。
- ・ 「あわじ環境未来島構想」では、超高齢化する大都市からの住み替え促進も視野に入れた「健康長寿島のプロジェクト」を推進することとしており、この構想を推進する中で取り組んでまいりたい。

## 【要望事項】

### 7. 総合交通体系等の整備

#### (1) 空港の機能強化と利用促進

- ① 大阪国際空港の玄関口を兵庫県側にも設置を検討するなど、空港へのアクセスについて抜本的な対策を講じられたい。
- ② 但馬ー羽田直行便の開設やチャーター便の運航、ソウル便の開設に向け、国や関係機関に働きかけられたい。また、空港設備の強化、但馬空港周辺整備事業の促進に努められたい。

#### (2) 港湾整備事業の推進

- ① 国土交通省が選定した「国際コンテナ戦略港湾」である阪神港の計画実現に向け、内航フェリー強化などによる集荷の増強や、企業誘致促進による創荷企業の集積、大阪湾諸港の一元管理・運営を行うポートオーソリティの設置などに対し、より一層支援されるとともに、ポートセールスにも努められたい。
- ② 国内有数のものづくりの拠点である播磨臨海部の発展には、物流面での機能向上が不可欠であり、姫路港のさらなる機能向上や利用促進のためのポートセールスに引き続き取り組まれない。
- ③ 東播磨港は開港以来、工業製品の出荷を中心とする工業港として利用されているが、移動交通手段としての機能や商業、サービス機能を併せ持つ港湾としての整備を検討されたい。
- ④ 高砂西港の再整備は、高砂みなとまちづくり構想の先導プロジェクトの一つに位置づけられており、同港の活性化に向け引き続き支援されたい。

## 【回答】

### 7. 総合交通体系等の整備

#### (1) 空港の機能強化と利用促進

- ① 兵庫県側から大阪国際空港へのアクセスについては、伊丹市とともにJR及び阪急伊丹駅～大阪国際空港間を結ぶバスの運行に取り組んでおり、引き続き広域的PRに努めていく。
- ② 但馬ー羽田直行便は、羽田空港に100席以下の小型機による新規路線開設用に設けられた「地域主体の新規路線開設枠」を活用した就航実現に向け、地元市町と共同しながら、引き続き国や航空会社への働きかけを続けていく。

なお、最も重要な運航事業者の確保には、何よりも需要喚起と持続可能な見通しが必要である。今年度は地元の取組の成果もあり、羽田乗継者が過去最高かつ年間1万人突破の見込みとなっているが、さらなる一層の利用促進・首都圏での知名度アップに向け、各市町・民間一丸となって自ら積極的な利用・PRをお願いしたい。

また、チャーター便の運航やソウル便の開設については、具体的な計画等をご相談いただければ、県としても協力をしていきたい。

こういった需要喚起を積み重ねていただく一方で、適切な空港施設の管理、更新にも計画的に努めていき、今後とも但馬空港の有効活用による但馬地域の活性化への取り組みを地元と一緒に進めていきたい。

また、但馬空港周辺整備については、但馬空港の波及効果を生かした多彩な都市機能を備え

た拠点形成をめざし、地元市町、関係団体等と連携を図りながら整備を進める必要があり、但馬広域防災拠点を整備したほか、公立豊岡病院の移転にあわせて国道 426 号豊岡バイパスなどの整備を進めているところである。

さらに新年度においては、但馬空港周辺の先行取得用地の有効な活用方策について、豊岡市と連携して検討委員会を立ち上げ、植生や生物多様性の確保に努めながら、森林放牧等をはじめとする新たな産業への展開、間伐等のエネルギー活用等の検討を踏まえた活用計画案を策定し、先行取得用地の有効活用に加え、但馬地域の活性化にもつなげるため、長期的視点で整備方針の検討を進めていく。

## (2) 港湾整備事業の推進

- ① 県管理港湾の姫路港においては、平成 15 年からモーダルシフトにより神戸港との間でコンテナ航路が開設されており、平成 21 年には約 2 万 7 千 TEU の内航コンテナ貨物が取り扱われている。

平成 22 年 3 月には、姫路港の今後、概ね 20 年間における整備・利用の指針となる「姫路港整備・利用計画」を策定しており、「神戸港と連携したコンテナ取扱機能の強化」を主要施策として位置付け、行政、経済界、港湾利用者等が連携してポートセールス活動等の取組を展開している。

今後とも、県管理港湾の活性化及び国道 2 号バイパスをはじめとする沿道環境・地域環境改善を図るためモーダルシフトを推進するとともに、国際コンテナ戦略港湾「阪神港」への集荷につながる内航フィーダー網の充実強化を図る。

なお、大阪湾諸港の一元管理・運営を行うポートオーソリティについては、地域全体の観点から見て機能が最大限に発揮できるよう、管理運営の方法や執行体制等について、今後の課題として取り組んでいきたい。

- ② 姫路港の物流拠点としての機能向上のため、吉美地区の 7.5m 岸壁及び須加地区の 5.5m 岸壁の改修を行っている。

ポートセールスについては、姫路港ポートセールス推進協議会（行政・地元経済界・港湾利用者で構成）と連携し、アジア近海コンテナ航路の開拓要請、神戸港への内航フィーダーの利用促進、観光クルーズ客船の誘致等に取り組んでいる。物流拠点としての機能向上のため吉美地区では 7.5m、5.5m 岸壁の改修を行い、須加地区では 5.5m 岸壁の改修を行っている。ポートセールスについては、姫路港ポートセールス推進協議会と連携し、韓国定期航路の再開や神戸港へのフィーダーコンテナの利用促進に取り組んでいる。

- ③ 東播磨港は、県管理港湾で最大の取扱貨物量を持つ工業港であり、現在、定期旅客船航路はない。本四架橋開通後、瀬戸内海の旅客船事業の需要は大きく減少しており、平成 19 年には津名港において南海淡路ライン、洲本港において洲本パールラインが撤退し、平成 22 年には明石港において明石淡路フェリーが休止するなどの状況の下、東播磨港において新たな旅客船事業等は困難と考えている。今後、瀬戸内海クルージングなどの需要があれば、それに対応していく。

- ④ 「高砂みなとまちづくり構想」は策定から 6 年目を迎え、平成 21 年 4 月には「未来に向けた高砂西港みなとづくり」を策定し、市民、企業、各種団体、行政等一体となって活動を進めてきたところである。

港湾整備については、平成 20 年代中期の実現を目指し、平成 23 年度から泊地浚渫及び専用埠頭整備に着手する予定であり、引き続き、高砂西港の活性化に向け支援していきたい。

## 【要望事項】

### 7. 総合交通体系等の整備

#### (3) 道路網の整備

地域経済の活性化と緊急時の円滑な交通網を確保するため、高速性・代替性を備えた高規格幹線道路及び地域高規格道路等の整備により利便性を高め、慢性化した交通渋滞を回避するなど、特に下記の道路を重点的に整備されたい。

##### ① 阪神地域

- ・ 尼崎臨海地区における公共交通機能の整備・充実
- ・ 尼崎臨海部臨海線と東海岸町の結節道路の建設
- ・ 都市計画道路尼崎伊丹線の国道 2 号線から国道 43 号線までの早期 4 車線化
- ・ 都市計画道路山手線の尼崎以東（大阪府側）への接続に向けた働きかけの強化
- ・ 西宮北有料道路の通行料の早期無料化
- ・ 主要地方道大沢西宮線の鷲林寺地区以南から都市計画道路建石線までの一層の整備促進
- ・ 一般国道 176 号線「名塩道路」の早期完成と事業費確保

##### ② 東播磨地域

- ・ 加古川バイパスから北近畿豊岡自動車道に至る地域高規格道路（東播磨南北道路、東播磨丹波連絡道路）の整備促進
- ・ 国道 2 号線の 4 車線拡幅対面通行の早期実現
- ・ 山陽自動車道加古川北インター周辺道路の整備促進
- ・ 国道 2 号線の拡充とそれに併せた安全で快適に走行できるモデル自転車道の整備促進

##### ③ 北播磨地域

- ・ 国道 175 号（西脇北バイパス、西脇バイパス）の早期完成に向けた働きかけ
- ・ 国道 427 号の総合的な整備
- ・ 西脇市街地へのアクセス道路の整備促進（県道 54 号主要地方道西脇停車場線及び県道 347 号和布西脇線）
- ・ 兵庫県道 85 号線（桃板地区）、兵庫県道 118 号線の拡幅整備
- ・ 国道 372 号（加西市区間）バイパス整備計画並びに県道玉野倉谷線（仮称：加西中央幹線）整備計画の早期策定
- ・ 山陽自動車道三木サービスエリアにおけるスマートインターチェンジの設置
- ・ 播但有料道路の無料化

##### ④ 中播磨地域

- ・ 国道 2 号バイパス別所ランプのフルランプ化

#### ⑤ 西播磨地域

- ・ 中国横断自動車道姫路鳥取線の整備促進
- ・ 国道2号（相生～有年間）拡幅工事の早期完成に向けた国への働きかけ
- ・ 県道竜泉那波線（西部幹線）全線の早期完成
- ・ 県道網干たつの線の整備促進

#### ⑥ 但馬地域

- ・ 北近畿豊岡自動車道の整備促進
- ・ 北近畿豊岡自動車道の遠阪トンネルの無料化
- ・ 鳥取豊岡宮津自動車道の早期実現
- ・ 円山川右岸道路の北伸

#### ⑦ 淡路地域

- ・ 高速道路無料化（特に本四架橋）の積極的な働きかけ

### 【回答】

## 7. 総合交通体系等の整備

### （3）道路網の整備

#### ① 阪神地域

- ・ 尼崎臨海地区の公共交通としては、平成17年4月に市バス6路線、160便、阪神バス2路線、8便であった。

県では、産業育成支援拠点への企業の進出など、地域状況の変化を踏まえ、その通勤者に対するバス利用への転換を働きかけるなど乗客増加の取組と併せて、バス事業者に対しバス増便等サービス向上を働きかけている。

また、平成18年度から尼崎21世紀の森拠点地区へのアクセスを確保するため阪神尼崎駅と尼崎スポーツの森間を運行するバス事業者に事業費の一部を補助していたが、平成22年度から起点を阪神出屋敷駅とすることによる運行距離短縮により、往復16便から25便に増便するとともに阪神出屋敷駅とパナソニックPDP前間に新たに6停留所を設け、引き続きバス事業者に事業費の一部を補助している。

これにより平成23年3月には、市バス7路線、198便、阪神バス4路線、42便へと路線数、便数とも拡充されている。

今後、尼崎の森中央緑地など拠点地区の整備による利用者の増加も期待できることから、バス事業者とも連携をとりながら、バス交通充実に向けて取り組んでいく。

- ・ 尼崎臨海地域においては、道路ネットワークの強化は重要であると考えている。しかしながら、尼崎臨海部臨港線と東海岸町を結節する道路の建設は、その間に船舶が航行する旧左門殿川が存在することや、企業が密集して操業していることなどから、導入空間の確保が困難であるなど大きな課題があり、財政状況も厳しい中、今後の土地利用の進展や交通需要の変化などを見極めた上での検討が必要と考えている。
- ・ 都市計画道路尼崎伊丹線は、平成19年6月に国道2号から庄下橋武庫川橋線間の約330mを幅員18mから幅員28mへ都市計画変更しており、今後、庄下橋武庫川橋線から国道43号間においても検討を予定している。

現在、県の社会基盤整備プログラムでは、国道2号から庄下橋武庫川橋線間の整備を後期(H26～H30)着手として位置付けており、上記の検討を行った後、事業着手する予定である。

- ・ 都市計画道路山手幹線は、尼崎市の府県境を起点に、西宮市及び芦屋市を經由し、神戸市長田区へ連絡する阪神間の東西主要幹線道路であり、兵庫県をはじめ尼崎市、西宮市及び芦屋市において震災復興のシンボルロードとして鋭意事業進捗を図ってきたところである。

平成22年10月には芦屋市の芦屋川横断工区を供用することとなり、全線が供用開始となった。

山手幹線に接続する府県境付近の大阪府側の三国塚口線については、大阪府の財政状況等により事業着手が遅れていたが、兵庫県、大阪府及び関係機関とも連携した結果、府道大阪池田線と国道176号間の一部区間について、平成24年度完成に向けて平成20年8月より事業着手されている。

兵庫県としては、今後とも「三国塚口線・山手幹線連絡調整会議」などを活用しつつ、あらゆる機会を通じて、大阪府に対し、府県境付近の早期事業化を働きかけていきたい。

- ・ 西宮北道路は、受益者負担を前提に利用者から料金を徴収し、その収入によって、道路の建設・管理等に要した費用を返済する有料道路制度で事業を実施している。

現在の事業計画では、平成33年3月まで料金徴収を行い、その後無料開放を予定している。

現在のところ概ね良好な収支状況を維持しているものの、平成20、21年度は僅かながら交通量、料金収入ともに計画を下回っており、今後、さらなる利用促進や維持管理の見直しによるコスト削減に努め、計画どおり無料開放を行いたい。

- ・ 主要地方道大沢西宮線については、現在、渋滞交差点のある鷲林寺地区において、交差点改良を含む拡幅事業を行っており、平成23年度に完了の予定である。
- ・ 国道176号名塩道路は、西宮市山口町から宝塚市栄町に至る延長10.6kmの道路で、昭和60年度から、国により4車線化事業が進められている。

これまでに暫定2車線区間を含め5.5kmを供用しており、平成22年度末の事業進捗は約83%と聞いている。一部で用地交渉が難航しているが、用地買収が完了した区間から順次工事に着手し、現在、西宮市塩瀬町の名塩地区1.4km区間において、平成26年度完成を目指し、バイパス整備が進められている。

直轄国道事業については、今年度、全国的に予算が約2割削減されるなど、一層厳しさを増しているが、本道路は、阪神間の主要幹線道路としてだけでなく、歩行者の安全確保や、災害時の避難・救援活動に資することから、着実な整備が必要と考えている。

県としては、今後とも、名塩道路全線の整備が着実に推進されるよう、西宮市等と連携し、用地取得が円滑に進むよう国に協力するとともに、必要な予算確保と事業推進を強く働きかけていく。

## ② 東播磨地域

### 【東播磨南北道路】

東播磨南北道路(約13km)については、平成10年6月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在県で順次整備を進めている。

このうち、第1期事業の加古川中央JCT(加古川バイパス)～八幡南IC間(約5.2km)については、平成21年11月の県立加古川医療センターの開院にあわせて、10月25日に神野ランプから県立加古川医療センターランプ間(L=1.5km)の部分供用を行ったところで

あり、平成 25 年度の八幡南 I C 以南の全線供用を目指し、鋭意、用地取得及び工事を進めている。

また、第 1 期事業の完成後、八幡南 I C～八幡北ランプ間（約 2.5 km）を第 2 期事業として事業化し、社会基盤整備プログラムの後期期間内に完成させる予定である。未都市計画決定区間である八幡北ランプ～国道 175 号間（約 5 km）については、都市計画決定に向け、平成 23 年度より環境影響調査に着手する。

#### 【東播丹波連絡道路】

東播丹波連絡道路（約 30 km）は、平成 10 年 6 月に地域高規格道路の計画路線に指定され、現在国により順次整備が進められている。そのうち、西脇北バイパス（5.2 km）は、平成 9 年度から事業に着手しており、現在は、用地取得、橋梁工事、改良工事等が進められている。また、西脇バイパス（2.1 km）は、平成 19 年度に 4 車線化事業に着手し、トンネル工事等が進められており、平成 23 年度に完成 4 車線供用される予定である。

西脇北バイパスは、現在、約 9 割の用地を取得し、大門（だいもん）高架橋など一部本工事も実施されているが、約 2.6 km の高架区間や約 0.9 km のトンネル部が未着手であり、残事業費も多いこと等から、具体的な供用時期は示されていない。

県としては、残る用地が速やかに取得できるよう、国・西脇市と連携しながら地元調整等を進めるとともに、国に対して、引き続き、予算の確保と事業の推進を求めていく。

また、黒田庄町から山南町間約 8 km についても、早期に調査区間に指定されるよう、西脇北バイパスの早期供用と合わせ、今後とも、沿線 6 市からなる整備促進期成同盟会と連携し、国に強く働きかけていく。

- ・ 国道 2 号のうち、加古川市内中心部については、中心市街地の活性化に向けて、平成 18～19 年度にかけて、県、加古川市、加古川商工会議所から構成される「加古川駅の周辺にふさわしいまちづくり検討会」により、まちづくりの方向やまちづくりと一体となった国道 2 号等の道路整備のあり方について検討を進めてきた。

県では、同検討会での検討結果も踏まえ、平成 20 年 12 月に策定した東播磨地域の社会基盤整備プログラムにおいて、4 車線計画区間のうち、東播南北道路との交差部から西側の対面通行区間を後期（平成 26 年～30 年度）着手と位置づけている。

近年、道路整備を取り巻く環境は厳しいが、今後、地域のまちづくりの状況などを踏まえつつ、当該区間の事業化に向けて、引き続き加古川市及び加古川商工会議所等と連携し、検討していく。

- ・ 加古川北インターチェンジの周辺道路としては、県道高砂北条線の宮前バイパスにおいて事業中であり、来年度以降も引き続き早期完成を目指し整備を推進する。
- ・ 国道 2 号の拡幅については、平成 20 年 12 月に策定した東播磨地域の社会基盤整備プログラムにおいて、4 車線計画区間のうち、東播南北道路との交差部から西側の対面通行区間を後期（平成 26 年～30 年度）着手と位置づけており、今後、地域のまちづくりの状況などを踏まえつつ、当該区間の事業化に向けて、引き続き加古川市及び加古川商工会議所等と連携し、検討していく。

また、それに併せた自転車道整備については、4 車線への拡幅事業計画において、検討していくこととしている。

### ③ 北播磨地域

- ・ 西脇北バイパス (5.2 km) は、平成 9 年度から事業に着手しており、現在は、用地取得、橋梁工事、改良工事等が進められている。西脇バイパス (2.1 km) は、平成 19 年度に 4 車線化事業に着手し、トンネル工事等が進められ、平成 23 年度に完成 4 車線で供用される予定である。

西脇北バイパスは、現在、約 9 割の用地を取得し、大門高架橋など一部本工事も実施されているが、約 2.6 km の高架区間や約 0.9 km のトンネル部が未着手であり、残事業費も多いこと等から、具体的な供用時期は示されていない。

県としては、残る用地が速やかに取得できるよう、国・西脇市と連携しながら地元調整等を進めるとともに、国に対して引き続き、予算の確保と事業推進を求めている。

- ・ 国道 427 号については、渋滞を解消し、安全・円滑な交通の確保を図るため、多可町中区において、平成 11 年度から曾我井バイパス (1.8 km) の整備を進めている。

このうち、平成 21 年 6 月までにバイパス部 1.3 km を供用したところである。残る区間についても、変則交差点における渋滞解消等を早期に図るため、引き続き、整備推進に取り組んでいく。

#### 【西脇道路】

国道 427 号のうち、国道 175 号との交差点から西脇市街地へ向かう区間は、2 車線確保されているものの、線形不良区間や歩道未整備区間が存在していることなどから、県道西脇停車場線を活用した国道のルート変更も含めた「西脇道路」としての整備を検討している。

現在、西脇市において、当該区間の都市計画の見直しを検討しており、今後の都市計画の見直し状況等を見ながら、事業化を検討していく。

#### 【県道和布西脇線】

要望のアクセス道路の南北軸である都市計画道路和布郷瀬線（県道和布西脇線）は、平成 16 年の台風 23 号による被害を受け、河川激甚災害対策特別緊急事業による河川改修の実施区間となり、本路線の橋梁である重春橋も河川改修に併せて架け替える必要が生じた。このため、橋梁の架け替えに加えて、前後の取付区間である、県道西脇三田線～国道 175 号間の道路拡幅も併せて実施しているものである。

- ・ 県道 85 号線の桃坂地区の拡幅事業については、これまで整備を進めてきたが、現在、用地交渉が難航していることなどから、事業が中断している。

県道 118 号線の拡幅事業については、小野市下来住地区において実施中であり、平成 23 年度も引き続き推進していく。

- ・ 国道 372 号（加西市域）や県道玉野倉谷線は、2 車線確保されており、現在の交通量等を勘案し、当面は歩道整備や交差点改良等の現道対策に取り組んでいくこととしている。

国道のバイパス整備並びに県道の 4 車線化は、今後の交通需要の動向等を見ながら、中長期的な課題として取り組んでいく。

- ・ スマート I C 制度は、高速道路の利用促進・機能強化を図ることを目的に、現状の高速道路における I C 設置間隔から生じる利便性等の諸課題を解消するために、導入された制度である。

スマート I C は、一般的に限定された地域課題解決のための I C であるため、設置検討に際しては、地元地方公共団体の主体的な発意があって進められる。

現状において、本県では三木市から当該箇所のスマート I C 設置への取組み意向等について、相談等を受けておらず詳細を把握していないが、三木市がスマート I C 設置に向け検討を進めるのであれば、本県としてもその取組みを支援していく。

- ・ 播但連絡道路は、受益者負担を前提に利用者から料金を徴収し、その収入によって、道路の建設・管理等に要した費用を返済する有料道路制度で事業を実施している。現在の事業計画では、平成 44 年 10 月まで料金徴収を行い、その後無料開放を予定している。

平成 18 年度に基本料金の 3 割の料金値下げを実施し、それ以降、利用交通量は毎年徐々に増加しているものの、多額の償還債務を有していることから、今後、さらなる利用促進や維持管理の見直しによるコスト縮減に努め、着実な債務償還を行い、計画どおり無料開放を行いたい。

#### ④ 中播磨地域

別所ランプのフルランプ化は、国道 2 号姫路バイパスの姫路東ランプに集中する交通の分散化を図るなど、周辺地域の渋滞緩和に資するものと考えており、国による新規事業化にあたっては、積極的に協力していきたい。

#### ⑤ 西播磨地域

##### 【中国横断自動車道姫路鳥取線の整備促進】

中国横断自動車道姫路鳥取線は、山陽、山陰及び中国地方の山沿いの地域を山陽自動車道や中国縦貫自動車道と連携しながら一体的に結び、輸送時間の短縮、沿道地域の産業や経済、生活や文化の発展に不可欠な道路である。

また、播磨科学公園都市へのアクセスとして、西播磨地域を中心とした経済・文化・交流の発展にも寄与する道路である。

県としては、姫路鳥取線の必要性、重要性を踏まえ、高速ネットワークとして早期に工事着手するよう、引き続き、西日本高速道路株式会社等に要望していきたい。

[参考] 事業の概要

(播磨自動車道)

- ①山陽自動車道播磨 J C T～播磨新宮 I C (L=12.8 km)

平成 15 年 3 月 29 日供用

- ②播磨新宮 I C～中国自動車道山崎 J C T (L=11.4 km)

平成 18 年 3 月に締結された西日本高速道路(株)と(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において平成 32 年度末の完成が示され、西日本高速道路(株)により事業が進められている。

現在、県としては岡山県、鳥取県と共同で、早期の工事着手による平成 32 年度末の供用予定の前倒しを要望している。

(鳥取自動車道)

- ③中国自動車道佐用 J C T～岡山県境 (L=9.4 km)

平成 22 年 3 月 28 日供用

※佐用 J C T以北については、大原 I C～西粟倉 I C間(岡山県境)延長 8.8 km を除き全て供用済み。(平成 24 年度供用予定)

#### 【国道2号（相生～有年間）拡幅工事の早期完成に向けた国への働きかけ】

国道2号の相生市若狭野町鶴亀から赤穂市東有年間については、交通混雑の緩和、交通安全の確保、沿道環境の改善等を図るため、延長約8.6kmの区間を「相生有年道路」として昭和60年度から国が整備を進めている。

平成21年4月には、相生市若狭野町鶴亀から上松間約0.4kmが4車線で供用を開始した。

平成23年度は、相生市若狭野町若狭野から赤穂市有年原間の用地買収、改良工事等を進めると聞いている。

県としては、今後とも、早期完成が図られるよう国に要望するとともに、事業促進に協力していく。

#### 【県道竜泉那波線（西部幹線）全線の早期完成】

国道2号と国道250号を結ぶ県道竜泉那波線については、現在、2期区間1.2kmの事業に取り組んでいる。

これまでに、約9割の用地取得を終え、北側約1km区間において工事を実施している。

用地交渉が難航している南側0.2km区間については、相生市の協力も得ながら速やかに用地取得し、JR赤穂線を跨ぐ橋梁等の工事を順次進め、早期完成を目指す。

#### 【県道網干たつの線の整備促進】

揖龍南北幹線道路については、林田川を跨ぐ真砂大橋を含む、たつの市道揖保中真砂線から太子町道沖代線までの間（約2.5km）を平成23年3月に供用を開始したところである。

引き続き、JR山陽本線と交差する松原跨線橋工区の整備を推進する。

### ⑥ 但馬地域

#### 【北近畿豊岡自動車道の整備促進に向けた国への働きかけ】

北近畿豊岡自動車道については、国により順次整備が進められており、平成18年7月に春日和田山道路が全線供用した。また、和田山八鹿道路は平成23年度の供用を目指し工事が進められるとともに、八鹿日高道路及び日高豊岡南道路については、今年度から用地買収に着手されている。さらに、豊岡道路については、平成20年9月に学識者、地域代表、行政で構成する懇談会で概略ルート帯の推奨案等がとりまとめられたことを踏まえ、概略計画の作成など都市計画手続き着手に向けた準備が進められている。

県としては、平成23年度の和田山八鹿道路の開通に引き続き、平成28年度に豊岡病院（豊岡IC）まで供用できるよう、必要な予算確保と事業促進とともに、豊岡道路の早期都市計画手続きについて、関係市、経済界と連携し、国に働きかけていきたい。

#### 【北近畿豊岡自動車道の遠阪トンネルの無料化】

遠阪トンネルは、受益者負担を前提に利用者から料金を徴収し、その収入によって、道路の建設・管理等に要した費用を返済する有料道路制度で事業を実施している。

現在の事業計画では、平成38年1月まで料金徴収を行い、その後無料開放を予定している。

平成18年の北近畿豊岡自動車道供用後、利用交通量は毎年徐々に増加しているが、計画交通量には届いていない状況であり、今後、維持管理の見直しによるコスト縮減に努め、着実な債務償還を行い、計画どおり無料開放を行いたい。

#### 【鳥取豊岡宮津自動車道の早期整備促進】

鳥取豊岡宮津自動車道については、国道178号の現道状況等を踏まえ、緊急性、有効性の高い区間から順次整備を進めており、平成17年3月には、香住道路（L=6.2km）、平成20

年 11 月には鳥取県との県境部に位置する東浜居組道路（L=3.5 kmうち兵庫県内 1.9 km）、そして平成 22 年 12 月 12 日に、余部道路（L=5.3 km）の供用をそれぞれ開始した。

余部道路の西側区間である浜坂道路（L=9.8 km）については、平成 21 年 3 月に事業採択され、現在、調査・設計、用地買収を進めており、平成 23 年度には工事着手するなど、早期完成に向け、引き続き事業推進に取り組んでいく。

#### 【円山川右岸道路の整備促進及び豊岡までの北伸】

円山川右岸道路については、線形不良だった舞狂地区の整備が、平成 20 年 3 月末に完成したところである。これより以北については、市道、農道により豊岡市日高町で国道 312 号に接続するまで 2 車線で整備されている。

道路整備を取り巻く状況は大変厳しく、円山川右岸道路の北伸については、今後の交通の動向を見ながら、中長期的な課題と考えている。

#### ⑦ 淡路地域

本四道路については、機能・役割等の点で高速自動車国道と何らかわることがないにも関わらず通行料金が割高となっている。

このため本県としては、これまでも地域間格差を是正する全国一律料金制度の導入を、国へ提案するなど取り組んできたところである。

引き続き国との調整会議等の場を通じ、公平で利用しやすい料金体系が実現されるよう関係自治体と連携して取り組んでいく。

#### 【要望事項】

### 7. 総合交通体系等の整備

#### （4）鉄道網の整備

下記の県内鉄道網の整備について、関係機関と連携し推進されたい。

##### ① 東播磨地域

- ・ 神戸市営地下鉄の延伸（西神中央～西明石、明石）への推進
- ・ J R 加古川駅への特急列車の停車
- ・ 山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げ

##### ② 北播磨地域

- ・ J R 加古川線の増便と高速化（快速電車の導入）および運転時間の拡大
- ・ J R 加古川線と神戸電鉄粟生線の連携による利便性向上の支援

##### ③ 西播磨地域

- ・ J R 相生駅に停車する新快速電車（赤穂行き・上郡行き）の延長運行本数の更なる増加及び智頭急行の特急列車の停車へ向けた働きかけ
- ・ J R 赤穂線と新幹線との接続利便性向上へ向けた働きかけ
- ・ J R 姫新線列車増発へ向けた働きかけ

#### ④ 但馬地域

- ・ J R 福知山線、山陰本線の複線化と城崎温泉以西の電化及び利用しやすいダイヤ編成に向けた働きかけ
- ・ J R 山陰本線（福知山～鳥取間）の高速化に向けた働きかけ
- ・ J R 山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替え後の利便性向上に向けた働きかけ
- ・ J R 播但線（姫路～和田山間）の直通運転、同線の電化・高速化に向けた働きかけ

### 【回 答】

## 7. 総合交通体系等の整備

### (4) 鉄道網の整備

#### ① 東播磨地域

##### 【神戸市営地下鉄の延伸（西神中央～西明石、明石）への推進】

神戸市営地下鉄の延伸については、広域的な運行体系や需要の動向、国等による支援の可能性などを勘案しながら、中長期の課題として検討していきたい。

##### 【J R 加古川駅への特急列車の停車】

現在、加古川駅を通過する特急列車は、J R 西日本が運行する「はまかぜ」と智頭急行(株)が運行する「スーパーはくと」があり、このうち「はまかぜ」は冬季限定（11月～3月）で、定期列車1日1往復、臨時列車1日1往復停車している。

特急列車の加古川駅停車本数の増加については、加古川駅に停車する「はまかぜ」の乗降客数などの需要の動向や、在来線との接続状況も見ながら検討していきたい。

##### 【山陽本線上り最終電車時刻の繰り下げ】

加古川駅での山陽本線上り最終列車の発車時刻は23時37分であり、この繰り下げについては、利用者の状況や加古川市等の意見も踏まえ、検討していきたい。

#### ② 北播磨地域

##### 【J R 加古川線の増便と高速化（快速電車の導入）及び運転時間の拡大】

J R 加古川線は、広域的な路線であるとともに、生活路線として、沿線地域の重要な公共交通であり、平成13年度に電化事業に着手し、平成16年12月に開業した。

一方、J R 西日本としては、地域の輸送需要に見合った便数を確保しており、現在の利用状況では、新たな利便性向上策を講じることは困難としている。

このため、乗員人員の増加を目指し、加古川線等利用促進・沿線地域活性化協議会のもと、駅アクセスの改善、集客イベントなど、地域をあげた賑わいづくりに取り組んでいる。

県としては、これらの取組にあわせ、沿線施設の整備動向や利用状況を踏まえながら、快速電車の導入や増便、運転時間の拡大等のダイヤ改善について、J R 西日本に働きかけていきたい。

##### 【J R 加古川線と神戸電鉄粟生線の連携による利便性向上の支援】

J R 加古川線と神戸電鉄粟生線は、平均6～9分で乗り継げる状況である。近年、利用者数の減少が続いている神戸電鉄粟生線では、沿線自治体を中心に県も参画の下、神戸電鉄粟生線活性化協議会を設立し、平成22年度から利用者増に繋がる活性化策を進めており、加古川線等利用促進・沿線地域活性化協議会とも連携しながら、更なる鉄道利用の促進や利便性向

上に向けた施策を進めていきたい。

### ③ 西播磨地域

【JR相生駅に停車する新快速電車（赤穂行き・上郡行き）の延長運行本数の増加及び智頭急行の特急列車の停車へ向けた働きかけ】

新快速電車の延長運行については、平成17年3月のダイヤ改正で、播州赤穂駅へ15本の延伸運行が実現した。また、平成18年3月のダイヤ改正では、その新快速の車両増結が実現するなど、逐次、利便性の向上が図られてきた。今後は、列車の利用状況を勘案しながらJR西日本に働きかけていきたい。

また、現在相生駅には、智頭急行乗り入れの「スーパーはくと」が冬季限定（11月～3月）で、1日に大阪方面2本、鳥取方面2本が停車している。停車本数の増加については、広域的な運行体系や利用状況も勘案しながら、JR西日本や智頭急行(株)に働きかけていきたい。

【JR赤穂線と新幹線との接続利便性向上へ向けた働きかけ】

相生駅でのJR赤穂線と新幹線の接続時間の短縮については、赤穂線と新幹線の乗継だけでなく、新幹線と山陽線の乗継も考慮しながら、沿線市町の意見も踏まえつつ、JR西日本に働きかけていきたい。

【JR姫新線列車増発へ向けた働きかけ】

JR姫新線については、平成22年3月13日から2年間の試験的な増便運行を進めると共に、沿線市町と連携した利用促進や地域活性化策に取り組んでいる。

今後も、姫新線の利便性向上に向けて沿線市町と取り組んでいきたい。

### ④ 但馬地域

【JR福知山線、山陰本線の複線化と城崎温泉以西の電化及び利用しやすいダイヤ編成に向けた働きかけ】

山陰本線・福知山線は、京都・大阪方面と但馬地域を結び、地域の通勤・通学の足として重要な幹線鉄道であるが、JR西日本では、現在の利用状況を踏まえれば、複線・電化の早期事業化は困難であるとしている。

このため、山陰本線・福知山線の利用者の増加を図るため、鉄道利用意識啓発に向け、沿線協議会等と連携し、利用者ニーズに応じた普通列車の増便や乗継の改善等について、JR西日本に働きかけていきたい。

【JR山陰本線（福知山～鳥取間）の高速化に向けた働きかけ】

昨年8月の余部橋梁架替による安全性・定時性確保の効果を最大限に発揮させるため、平成21年度から沿線市町やJRと共に、駅信号施設の改良などの輸送改善事業に着手し、速達性向上等に努めている。

【JR山陰本線余部鉄橋の橋梁架け替え後の利便性向上に向けた働きかけ】

余部橋梁架替による安全性・定時性の確保を受け、平成23年3月から1日2往復の城崎温泉（一部豊岡）駅～鳥取駅間の直通普通列車、また、4月から土休日1日2往復の豊岡駅～鳥取駅間の臨時快速列車の運行が実現した。

今後の利用状況を勘案しながら、更なる利便性向上に向けてJRに働きかけていきたい。

【JR播但線（姫路～和田山間）の直通運転、同線の電化・高速化に向けた働きかけ】

JR播但線は、但馬地域と播磨地域を結ぶ重要な公共交通機関であり、平成10年3月には、姫路～寺前間の電化・高速化が完成しているが、JR西日本では、地域の輸送需要に見合っ

た運行を行っており、寺前～和田山間の電化及び姫路～和田山間の直通運行は困難であるとしている。

このため、県としては、播但線の利用者の増加を図るため、集客イベントなどに取り組むとともに、利用者ニーズに応じた普通列車の増便や乗継の改善等について、JR西日本に働きかけていきたい。

なお、播但線の高速化については、山陰本線と合わせて平成21年度から沿線市町やJRと共に、駅信号施設の改良などの輸送改善事業に着手し、速達性向上等に努めている。

## 【要望事項】

### 8. 安心・安全なまちづくりの推進

- ① 局地的な集中豪雨の発生など、近年、わが国や県域においても、気象災害が多発している。こうした状況に鑑み、水害や土砂災害などの予防に向けた対策や防災設備・施設の整備を一層推進されたい。また、東南海・南海地震など大規模地震の発生が懸念されることから、住宅・公共建築物の耐震化を一層加速させるとともに、個人住宅や店舗に対する耐震改修補助額の拡充や施策の広報強化に努められたい。
- ② 中心市街地を中心とした駅前などの防犯カメラの設置に対する助成策を講じられたい。

## 【回答】

### 8. 安心・安全なまちづくりの推進

(1)

#### 【水害対策】

県ではこれまでから、風水害に備えた減災対策の取り組みとして、洪水予報、河川水位・雨量等の情報を市町・住民へ提供してきたところであるが、平成21年台風9号により、上流域において溢水による浸水被害等が多く発生したことから、これら地域の警戒避難活動を支援するため、河川監視カメラや水位予測情報、浸水想定区域図等の充実を図ることとしている。

このうち河川監視カメラについては、本川、主な支川の上流部や小河川に設置することとし、平成23年度末までに全105箇所を整備を完了し、切迫する増水状況を県ホームページでリアルタイムに市町、住民へ配信する。

また、水位予測情報については、河川の主要88地点の水位予測に加え、全684河川の区間毎に氾濫の恐れの有無を3時間先まで予測し、その状況を地図に表示して市町へ配信する。

さらに市町のハザードマップの作成・見直しを支援するため、浸水想定区域図を残る341河川においても作成し、全河川の浸水想定区域図について県ホームページを通じて市町、住民に配信する。

今後とも、これら河川情報が住民等の確実な避難につながるよう市町と連携しながら、早期整備を図り、水害の予防、被害軽減を一層推進していく。

### 【土砂災害対策】

平成 21 年 8 月の台風 9 号災害の教訓を踏まえて平成 21 年度を初年度として策定した「山地防災・土砂災害対策緊急 5 箇年計画」に基づき、被災溪流での緊急対策に加え、県下全域を対象に風倒木跡地などの荒廃林地からの土砂・流木対策、災害時要援護者施設の保全対策など、砂防えん堤等を重点的に整備していくこととしている。

また、住民の的確な避難につながる危険情報の提供を充実・強化するため、河川監視カメラの設置や氾濫危険度、地域別土砂災害危険度の発信等のソフト対策の全県展開を推進する。

- (2) 平成 22 年の県内の刑法犯認知件数は約 8 万件と依然多く、街頭犯罪や侵入犯罪も約 5 万 2 千件と全体の約 65%を占めるなど、本県の治安情勢は厳しい状況にある。こうした中、県においては、県内各地域において地道に防犯活動に取り組むまちづくり防犯グループ等に対して、防犯活動のより一層の効率化・防犯環境の高度化を図るため、平成 22 年度から防犯カメラの設置を助成している。平成 23 年度も引き続き「地域見守り防犯カメラ設置補助事業」として、県内 100 ヶ所、1 ヶ所 18 万円を上限に助成することとしており、今後とも、県内全域における安全安心なまちづくりを積極的に推進していく。